

総務企画委員会記録
<第4号>

平成31年第2回沖縄県議会（2月定例会）

平成31年3月18日（月曜日）

沖縄県議会

総務企画委員会記録<第4号>

開会の日時

年月日 平成31年3月18日 月曜日
開 会 午前10時0分
散 会 午後3時20分

場 所

第4委員会室

議 題

- 1 乙第1号議案 沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例及び沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 2 乙第2号議案 沖縄県職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例
- 3 乙第3号議案 沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 4 乙第4号議案 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 5 乙第5号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
- 6 乙第6号議案 沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 7 乙第32号議案 包括外部監査契約の締結について
- 8 乙第34号議案 沖縄県教育委員会教育長の任命について
- 9 乙第35号議案 沖縄県教育委員会委員の任命について

10 陳情平成28年第40号、同第67号、同第89号、同第158号、陳情平成29年第10号、同第46号、同第54号、同第94号、同第106号、陳情平成30年第26号、同第44号、同第58号、同第61号、同第94号、同第102号、陳情第3号、第8号、第16号及び第24号

出席委員

委員	長	渡久地	修	君
副委員	長	新垣	光栄	君
委員		花城	大輔	君
委員		又吉	清義	君
委員		中川	京貴	君
委員		仲田	弘毅	君
委員		宮城	一郎	君
委員		当山	勝利	君
委員		仲宗根	悟	君
委員		玉城	満	君
委員		比嘉	瑞己	君
委員		上原	章	君
委員		當間	盛夫	君

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

総務部	長	金城弘昌	君
人事課	長	真鳥洋企	君
行政管	長	茂太強	君

財	政	課	長	宮	城	嗣	吉	君
子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課	班	長	大	城	清	剛	君
農林水産部	農政経済課	主	幹	名	嘉	山	尚	子
農林水産部	村づくり計画課	班	長	仲	間	秀	樹	君
商工労働部	工業技術センター	研	究	市	場	俊	雄	君
文化観光スポーツ部	交流推進課	旅	券	仲	村	留	美	子
土木建築部	技術・建設業課	班	長	大	湾	朝	亮	君
土木建築部	都市計画・モノレール課	班	長	仲			厚	君
企	画	部	長	川	満	誠	一	君
総合情報	政策課	長		金	城	清	光	君
地域・離島	課	長		中	野	秀	樹	君
市町村	課	長		松	永		享	君
子ども生活福祉部	福祉政策課	福	祉	宮	城	和	一	郎
		支	援					君
		監						

○渡久地修委員長 ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。

乙第1号議案から乙第6議案号まで、乙第32号議案、乙第34号議案及び乙第35号議案の9件、陳情平成28年第40号外18件を一括して議題といたします。

本日の説明員として、総務部長、企画部長の出席を求めています。

まず初めに、乙第1号議案沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例及び沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

金城弘昌総務部長。

○金城弘昌総務部長 それでは、総務部の乙号議案について御説明いたします。

議案のほうは、冊子の平成31年第2回沖縄県議会（定例会）議案（その3）にございますが、説明はお手元にお配りしております、平成31年第2回沖縄県議会（2月定例会）総務企画委員会乙号議案説明資料で行いますので、そちらのほうをお願いいたします。また、条例案5件につきましては、関係資料といたしまして、新旧対照表その1とその2もお手元のほうにお配りしておりますので、御確認のほどよろしく申し上げます。

それでは、説明資料の1ページをお願いいたします。

議案は、議案書の1ページとなっております。

乙第1号議案沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例及び沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

この議案は、国の特別職及び沖縄県の一般職の職員との均衡を考慮し、特別職の知事、副知事、公営企業の管理者、病院事業の管理者、教育委員会の教育長、常勤の監査委員等及び特別職の秘書について、期末手当の6月期及び12月期の支給割合を平準化する必要があることから、関係条例を改正するものであります。改正の概要を申し上げますと、期末手当の6月期及び12月期の支給割合を平準化するため、6月期の支給割合を1.475月から1.55月に引き上げ、12月期の支給割合を1.625月から1.55月に引き下げることとしております。なお、条例の施行期日は平成31年4月1日としております。

以上で、乙第1号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○渡久地修委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第1号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

また、この際、執行部の皆様に申し上げます。

答弁に際しては、要点をまとめ、要領よく行い、円滑な委員会運営が図られるよう御協力をお願いいたします。

質疑はありませんか。

仲田弘毅委員。

○仲田弘毅委員 単純な質疑ですが、なぜこれまで6月と12月、こういうふうにならなくて差があったのですか、夏のボーナスと冬のボーナス。この理由は何かありますか。

○真鳥洋企人事課長 知事と三役も含めて、特別職の期末手当の配分ですが、もともと国の特別職とか、あと沖縄県の一般職の期末手当に準じて改正するということになっております。ですので、これまでも例えば人事院勧告、これは国のやつですけれども、それとか人事委員会の勧告等、その中で民間の調査とかもやっております。そういう意味で、夏と冬の期末手当の違いというのはもともと民間でありました。ところがことしの人事委員会の勧告の中で民間調査したところ、上半期と下半期の取り扱いについても差がないということがあり

まして、それで先行して、国の特別職、それから県の一般職も平準化しましたので、それにあわせて、今回県の特別職も平準化するという事になっております。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。
當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 これは何、今年度になってから、国の部分がそういう形で出てきたという話ですか。

○真鳥洋企人事課長 はい、そのとおりです。

○當間盛夫委員 支給割合というのかな、年間で3.1月は変わらないというのがあるんだけど、ちなみにこの特別職というのかな、民間のそのことと比べるとどういう状況になっているのですか。

○真鳥洋企人事課長 ことしの人事委員会の報告、勧告の資料から御紹介させていただきますと、まず民間における特別職の支給割合ですけれども、全国の場合は上半期、いわゆる夏ですね、上半期が2.19月、それから下半期が2.27月ということでおおむね均衡していると。それから、沖縄県、これは人事委員会の報告ですけれども、その中では沖縄県の場合は上半期が2.23月、それから下半期が2.2月ということで、どちらもおおむね均衡しているということで、今回、平準化の改正ということになっております。

○當間盛夫委員 これは人事委員会がやる50名以上の、今回143社をやった部分での統計資料ですか。

○真鳥洋企人事課長 詳細については、表には出ないのですが、その結果ということで考えております。

○當間盛夫委員 引き下げたから、引き下げる云々の一私はもうしょっちゅうそういうことばかりしか言わないんだけど、皆さん今度税収がふえたからということで、今年度の予算も過去2年に比べると増額になったというところがあるんだけど、実質は、国の依存のものはハードを含め減額してくる。平成31年度の国の予算の方向性を見てくると、消費税のアップで100兆円近くという形

にはなりはするのだけど、間違いなく緊縮財政一国債の黒字、いろいろな黒字化を求めていくということになってくると、緊縮財政に入っていくという方向だと思っておりますけど、その認識はどう持たれていますか。

○**金城弘昌総務部長** 委員がおっしゃるとおり、厳しい財政状況があるのではないかと。当然ながら、社会保障関係費が間違いなく右肩上がりです。約3割ぐらい伸びていくと、10年間でですね。そういう中で厳しい財政状況ですので、やはり収支についてはしっかり予断を許すことなく、普段からしっかり見積もって、その収支を見ながら予算編成、財政運営していくというのが基本的なスタンスになるかなと思っています。

○**當間盛夫委員** その中で、やはり当初予算で県の意思表示というのかな、それを示す部分が僕はあると思うんだよね。皆さん、主要の3基金の取り崩しがある。楽観的に言えば、これはまた積み増しできるだろうと、今度のものもそうだったのでですけど、100億円積みましたからというような部分であると。でも、実際には基金的には200億円近くでしかないというような方向性を持ってくると、皆さんのいろいろな子供貧困だとか、アジアに向かう経済のというようなことを言っている割には、予算的な部分が見えてこないんだよね。皆さんが言うその予算的なもので、そういう国に依存しているということで、予算のときに皆さん言うんですよ。それがあつのに、じゃあみずからがどういう形をとるのかということが、部長、見えてこないのだけど、その辺は、僕らはどうとればいいのか。

○**金城弘昌総務部長** 実は昨年、4年間の財政見通しの中で県税収入が増加しているということ。また、交付税の所要額が一定程度確保されているという形で社会保障関係費がふえていて一括交付金が減という状況もありますけど、基本的には県としては4年間を見据えて堅実な財政運営ができているのかなと思っています。そこは引き続き、しっかり財政健全化に向けて運営していくと。ただ一方で、一括交付金が減額になったとはいえ、経済の状況はかなり好調なところがございますので、そこをしっかりと施策を展開していくことで、さらなる税源の涵養が図られるということに結びつけるような平成31年度の予算になっていると認識をしているところです。

○**當間盛夫委員** 賢明な県の職員の皆さんがいろいろと考えてやる部分があるから、我々経済が順調だといっても、その牽引力は観光でしかないわけですよ。

ね、現実。観光がリーディング産業ということで、那覇空港のもので拡張であったり、いろいろな形があるけど、皆さんも御存じのように、観光というのは依存だということは、皆さんもよく承知しているはずなんだよ。それを踏まえて、沖縄のその県民所得の一なかなかこれだけでもう15兆円、もうそれだけの振興策を入れながらも県民所得が上がらない。その分での子供の貧困は出てくる。学力の問題もあるというようなことを考えると、皆さんその辺も真剣に捉えながら、我々この特別職の報酬のあり方ということをもうそろそろ議論しないと、じゃあその分がマイナスになったときにそれを議論するのかということになると思うのですが、その点を踏まえて全く皆さんそういう議論はされないの。

○金城弘昌総務部長 これは本会議等でも発言をさせていただいたところではございますが、当然のことながら、深刻に財政が不足するとか、また、そういう行政改革をしっかりと進めていかないといけないといったときには、やはりそういうこともやらないといけないのかなということで、過去にいろいろ一平成10年から平成23年、もしくは平成25年にはそういう取り組みもしているところがございます。緊張感を持って財政運営については取り組んでいるところがございますので、そういう状況が出てくるようでしたら、そこはまたそれなりに考えないといけないところかなと思っておりますが、現状としましては、財政見直し上、今のところ堅実な財政運営ができていているという理解でございます。

○當間盛夫委員 僕は南風原町長を含めて、子供に対する部分の予算をとということでみずからの報酬を削減する中で、議会のほうにも一町議会の議員の皆さんの報酬って決してそう高くないはずですよ。それを、あえて政務調査費の部分でも、もう本当に低い政務調査費の部分も議会にお願いして、そういう削減をして、子供の貧困対策、その子供の予算をつくっていくということは、これはやはりリーダーたるものの、僕は英断だと思うのです。だからその辺はしっかりと、玉城知事も誰ひとり取りこぼさないというような政策を打って出ているわけですから、その辺はやはり見えるような形で、じゃあ予算をどうするのだということを、しっかりと示すべきだとも思っておりますので、これは意見として終わります。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第1号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第2号議案沖縄県職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

金城弘昌総務部長

○金城弘昌総務部長 それでは次に、説明資料の2ページをお願いいたします。

議案のほうは議案書の2ページでございます。

乙第2号議案沖縄県職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

この議案は、学校教育法の一部改正に伴い、同法を引用する条例の規定を整理する必要があるため、条例を改正するものであります。

改正の概要は、学校教育法の一部が改正され、同法第104条第4項第2号が同条第7項第2号に繰り下げられたことに伴い、本条例で引用する当該条項を改正するものであります。なお、施行期日は平成31年4月1日としており、自己啓発等休業をした期間は、退職手当の支給に際し勤続期間計算の特例の対象となるところ、改正前の学校教育法第104条第4項第2号課程を履修するための休業期間についても、改正後の条例における特例の対象であることが明らかとなるよう経過措置を置くこととしております。

以上で、乙第2号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○渡久地修委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第2号議案に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

新垣光栄委員。

○新垣光栄委員 それでは、乙第2号議案に対して質疑を行います。

今回、学校教育法の一部改正によって提出されていると思いますが、これは一般職にも同等の自己啓発の休業というのは対応できているのでしょうか。

○真鳥洋企人事課長 もともと休業制度がありまして、今回その対象としていたもともとの法律の引用部分が変わったということだけでございますので、内容的にはそのまま継続してやるということでございます。

○新垣光栄委員 これは自己啓発等休業に関する条例、沖縄県の抜粋ですけれども、任命権者は職員としての在職期間が2年以上ある職員が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、そしてかつ公務に関する能力の向上に資すると認めるとき。この支障がなくと、公務に関する能力の向上に資すると認めるといのは誰が認めるのか、そして支障というのはどういうのがあるのか、公務の支障というのをお聞かせください。

○真鳥洋企人事課長 承認をする場合には、今お話しされていたように、まず職場にこの方を派遣することによって影響があるとか、あと、休業して行く先のものが公務に影響するのかと、ここら辺は総務部のほうで審査はいたします。これは知事部局のケースの場合ではありますけれども。

○新垣光栄委員 そして、運営に支障があるということで、行きたくても行けない職員が出てくると思うのですが、これは人事体制の問題だと思うのですが、どのように対応しようと思っておりますか。

○真鳥洋企人事課長 業務に支障があるかどうかというのは、まずは所属している課なり部なりの業務の話になりますので、そこら辺がどう整理されているかということがあります。知事部局内でだけのお話になりますけれども、知事部局では今お話があったようなことで、休業が認められなかったというケースはございません。

○新垣光栄委員 それでは、病院事業局と企業局があると思うのですが、そういう企業局とか病院事業局でも同じ条件ですか。

○真鳥洋企人事課長 条例ですので、同じ条件になります。

○新垣光栄委員 そして、もう一つ。今回は休業して履修ですけれども、やはり休業しないでも夜間に行ったり、いろいろな方策が考えられると思うのですが、そういうときには業務に支障がなくということでフォローアップする体制は沖縄県にはあるのでしょうか。

○真鳥洋企人事課長 あくまでもこれは修学休業制度ということで、身分保障をして、心置きなく、不安なくそういった勉学をやってもらうということですよ。

ので、特に夜間について何か特別の措置ということはしておりません。

○**新垣光栄委員** この夜間についてとか、自分のアフターの時間を使ってこういう履修をしたり自己啓発をする場合には、県としてはバックアップ体制ができていていると思っているのか、今どういう感じで、どういう方法でやろうと思っているのか。あくまでも休業となるとやはり賃金の問題とか出てくるので、夜間の大学に通ったり、夜間の自己啓発の研修を受けたりという職員がいてもおかしくないと思うのですが、どう担保していくのか、そういう自己啓発をですね。

○**真鳥洋企人事課長** 先ほどの説明に不足の部分がございました。一部、部分休業という制度もございまして、先ほどお話しされたように、例えばちょっと就業時間にかかるとか、数時間休めば通えるというときに適用される修学部分休業というのがございまして、まずはそれを活用して。その場合、当然休んでいる分は給料減額されるのですけれども、丸々落ちるわけではないので、それを適用して。それでも補えないようなときは、今こちらにあるような、まさしく休業して行くという形になっております。

○**新垣光栄委員** その場合に、今、私がこだわっているのは、支障があるときにはこの任命権者は認めないということになっているのですけれども、やはり県としてはそういう意識のある職員に関してはぜひ、バックアップしていく必要があるのではないかなと。そういう体制が整わないと、頑張っていこうという職員の資質向上にもならないと思うのですが、そのようなバックアップ体制というのは構築できているのか、今から構築するのか、その辺をお聞きかせください。

○**真鳥洋企人事課長** 基本的に知事部局の場合ですけれども、先ほどの部分休業とか、今の自己啓発休業という制度があって、これまでも認めてきているということもございしますので、そういう意味ではうまく回っているとは考えております。

○**新垣光栄委員** 知事部局のほうではそういうことはないということで、先ほども答弁がありました。病院事業局では起こっているのです。履修をしたり自己啓発していききたいのだけど、余りにも忙し過ぎて職場の理解が得られないと。この職員が休んでしまうと回らないということで、なかなか相談にも乗っても

らえないという状況が今、やはり忙しい職場では起こってきているわけです。現場では起こっているものですから、そういうのも含めてぜひバックアップ体制をもう一度、知事部局だけではなく全庁的にそういう体制のチェックをしていただきたいと思います。総務部のほうではその辺の権限まであるのか。どうぞ。

○真鳥洋企人事課長 権限はございませんけれども、きょう出たお話についてはお伝えしておきたいと思います。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。
 當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 一部改正ということでの今度の議案の提出ですけれども、ちなみに学校関係でこの自己啓発による休業というものをどれくらいの人がやっているのですか。何かそういう数字を持ち合わせていますか。まず教育関係のほうから。今回、この自己啓発の休業に関する条例のものが出ているわけですよ。これを活用してというのか、どれくらいの人が利用しているのか。

○真鳥洋企人事課長 まず、知事部局において制度を活用して、使われた例ですけれども、過去5年間で10名ほどこの制度を利用しております。主な履修先ですけれども、法科大学院とか、それから大学における保健学、それから理工学、農業政策、あとは外国の大学における経済学というところでやっているという事例がございます。

○當間盛夫委員 これは今、知事部局だけですか、把握しているのは。今出ているその教育関係にはそういう事例等はないの。例えば教育関係にしても、今あった病院関係にしても。

○真鳥洋企人事課長 他任命権者も含めてですけれども、県全体においては過去5年間に許可した件数は合計で47件となっております。ですので、知事部局は10件でしたので、残りの37件は他任命権者で、知事部局以外で37件がそういった許可をしています。

○當間盛夫委員 この内訳はわからないの。

○真鳥洋企人事課長 主なものだけ、内訳というよりは中身ですけれども、例えば教育庁関係とかでしたら、芸術大学に行っているケースもあれば、それから海外の、ハワイの大学に行ったりとか、まちまちではあるのですが、そういったケースがございます。

○當間盛夫委員 病院関係ではないですか。

○真鳥洋企人事課長 病院でしたら、例えば看護大学とか、あとは栄養大学だったりとか、そういったところに行っているケースがございます。

○當間盛夫委員 人数的なのとか。

○真鳥洋企人事課長 個別な、具体的な数字自体をちょっと把握はしていませんけれども。かなり限定して過去3年間だけで絞ってお話しさせていただくと、病院の場合は7名、病院事業局ですね。それから、教育庁関係の場合は11名ということになっております。

○當間盛夫委員 新垣委員からもあったのですが、職場的に、学校関係も今、忙しいいろいろな部分があるのだけど、最も忙しいのは病院ですよ。病院で看護師ということで採用をされて看護師になるのだけど、スキルを上げたいということで大学院に行きたいといったときに、やはり職場のこの忙しさの部分で、なかなかそういう理解が現場で得られないとかという話を相談する部分もあったりするわけです。その辺は、やはり職員が自己啓発をやる、スキルを上げていくというのは、僕は、部長、全体的にその部署においても大事な部分があると思うのです。この辺の促しをやるという、この案件ではないけど、部長、その辺はどう考える、職員のその資質向上の観点からということになると。率先して皆さんそのことを促していくのか。

○金城弘昌総務部長 条例もつくって、自己啓発等休業というような制度もございますので、そこは各任命権者で実際は実施することになるのでしょうか、先ほど人事課長からも答弁がありましたように知事部局ではそういうのではないという事例もございますので、そういうものも各任命権者のほうに情報提供をしながら、取り組みを進めていきたいなど。ただ、やはり一方で公務遂行ということで厳しいというところもありますでしょうが、その辺は工夫をするような形で何かできないかということは促していきたいと思います。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。

又吉清義委員。

○又吉清義委員 もう少し中身を教えてもらいたいのですが、今までにこの条例によって受けた方が国際貢献であり、大学課程の履修であり、結構いろいろな方々がありますが、その受けたことによる今までの効果というのはどのようなものがあらわれてきましたか。

○真鳥洋企人事課長 今回改正をお願いしております、この自己啓発休業制度を利用して、まず法科大学院での法務研究科の履修を行った職員が、高度な法的知識と能力を公務に還元した事例がございます。それから、保健師採用の職員が保健学の博士前期課程を履修して、その内容を担当業務に活用したりとか、あとは組織の活性化、業務の専門化、効率化といった面で、一定の効果があると認識しております。

○又吉清義委員 一定の効果があったということで、いいことですが、やはり大切な、いわゆる人材育成をして、お互いそういった待遇もある程度予想して派遣をすると。ぜひ県民に対して、やはり効果もしっかり一小さい、大きいは別にいいかと思うのです。ぜひ、それもやはり行政に活かしてもらいたいなということでお願いしたいのですが、それが今、現実的に皆さんとして把握しておられるのか—ぜひとも把握していただきたいのですが、その事業をすることによって効果が出てきますよという明確なものはないですか。あることによって、もっと議会としてプッシュもできるし、やはり今後、また逆に行政として必要性があるんだと。ですからこういうものにもっと力を入れて、沖縄県民のために人材育成もしなければならぬと思うのですが、その点についてはもう少し何か詳しい情報はないですか。

○真鳥洋企人事課長 人材育成の方法として、もちろん今お出ししているやつは自己啓発ということなので、みずからが勉強したいということでやっているのですけれども、それ以外にも一般的な県職員としてのスキルを高めるためには、自治研修所を活用した研修というのを人事課が主導する形でやっています。これは一般的な職階別の研修とか、それ以外にも、例えば専門職がいるような土木建築部とか、農林水産部とか、あとは県税あたりもそうですけれども、そういったところはそれぞれの部でまた研修とかをやっておりますので、それら

と組み合わせる形で人材育成をこれからも図っていきたいと思っています。

○又吉清義委員 ぜひそういった、やはり大学課程をとることによって、この課もさらにレベルアップするかと思うのですよ。そういうのも、やはりまとめて報告することによって、私たち議会としても非常に理解しやすいかなと思うものですから。そして、あと1点。この国際貢献活動に行っている方も何名かいるという、先ほどの報告ですが、国際活動に貢献するというのは、具体的に3年は許されていることですが、例えばどの国でどういった貢献をして、これを沖縄に持ち帰ってどのように生かすかは、レポートで提出等もあるのか、国際貢献に行ってそれで終わりなのか、これを県内で生かす手法等はないのか、その辺の実績報告等はどのようになっていますか。

○真鳥洋企人事課長 実は今のこの制度を使って国際貢献活動をした事例というのは、知事部局では今のところございません。

○又吉清義委員 ぜひ、皆さん、アジア経済、沖縄中心にアジアとともに、これから国際貢献、平和や経済もお互い一緒に頑張っていこうという姿勢、アジアダイナミズムでしたか、そういうのもお互い取り組んでいる最中ですから、ぜひ国際貢献等も、私は結構手を挙げる方がいるかと思うのです。そして実際、このアジアで何が起きているか、貧困対策であり、そういうのもしっかりと、沖縄県内で、経済で、例えば物であふれていることもそういった活動することによって我々県民が忘れていたものを、私たちは改めてまた洗い直すこともできるかと思うのです。そういった意味で、先ほど何か国際貢献活動に9名ほどいたと聞いたものですから、じゃあ今まで国際貢献活動はなかったと理解していいのですか。

○真鳥洋企人事課長 知事部局ではないのですが、ちょっと他任命権者の事例を御紹介したいと思います。今こちらで把握しているのが1件だけございまして、それを御紹介しておきたいと思います。これは独立行政法人国際交流基金の日本語パートナーズ派遣事業ということで、アジア文化交流政策事業、これで1件実例がございまして。

○又吉清義委員 そういった方をもっと大きく募集して行かせるくらいの太っ腹であってほしい。そうすると、私たちの住んでいる沖縄がいかにすばらしい地域であるか、そして何をすべきか見えてくるかと思うのです。やはり、

こんなに平和で豊かである国が世界中でそうあるかということ、そうないと。同じアジア民族として、そこは貢献活動をちゃんとして一皆さん、条例にもあるぐらいだから、もう少し頑張ってもらいたいというのがあるものですから。そして、最後に一つですが、知事部局では1件しか把握していないということですが、やはり部局が違って、条例を出すからには全体的な、全庁体制でどうなっているか、そこまで把握をして皆さんが説明できたら、私は非常に丁寧な説明と理解できるのです。自分の関係部はわかるけどそれ以外はわかりませんでは、非常に残念だと思いますので、次回から、この条例を提出するからには、県全体としてどのようになっているか、そこまでやはりしっかりと調査をして、そこまで説明してもらいたいということをあえてお願いいたしますが、いかがでしょうか。

○真鳥洋企人事課長 この自己啓発休業制度というのは、要は無給で行くということになりますので、給料をもらわずに、例えば国際貢献ということは、それに行く人個人のかかなりの負担になります。ですのでそういう意味では通常の派遣、研修みたいに県が給料を出した上でということとはちょっと性質が違いますので、大分行く個人の意識の影響もございます。ただ、制度としてありますので、それはこれまでどおりちゃんと周知をした上で、そういった意識が高い方については、こういった制度でちゃんと身分保障をするので、国際貢献も含めて、大学進学も含めて普及させていきたいと思っております。

○又吉清義委員 私、まさに今のところが非常に重要なポイントかと思えます。無料で行くからいいのです。例えば沖縄県で頑張っている池間哲郎先生なんかは、生きている限り自分で行っていますよ、全く無料です。無料だからそこにお土産まで、募金を募って開発事業までやるのです。

その池間哲郎先生なんかは、世界で、アジアで、どんなにフリーパスですから。地域住民の信頼を得、困っている人を助け、信頼をされ一皆さんがこの国に行って交渉をする、池間哲郎先生に交渉させたら一発です。地域住民との信頼関係がありますから。やはりそういった姿勢を私たちは持つべきではないかということをあえて言いたいのです、だからいいのですよと。そういった大きな意志をもって進めることによって、私たちがいろいろな事業をする、経済的発展をするに当たって、私は大事な国と国との信頼関係がつながってくると思うものですから、そういった大きな志でもって少し頑張っていたきたいということをあえてお願いします。

○渡久地修委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第2号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第3号議案沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

金城弘昌総務部長。

○金城弘昌総務部長 それでは、次に、説明資料の3ページをお願いいたします。議案は議案書の3ページになります。

乙第3号議案沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

この議案は、新たに協議が調った児童福祉法等に基づく知事の権限に属する事務の一部について、市町村が処理することとするほか、土地改良法の一部が改正され、土地改良区の業務運営の適正化を図るための措置として財務会計制度が見直しされることに伴い、当該事務に係る事務の規定を追加する必要があるため、条例を改正するものであります。

以上、乙第3号議案の説明を終わります。

御審査のほどよろしく申し上げます。

○渡久地修委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第3号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

新垣光荣委員。

○新垣光荣委員 それでは、乙第3号議案について質疑を行います。

農地法と区画整理法、2点お願いしたいのですが、まず、農地法は現在、この権限移譲に対して、今回、宮古島市が申請してきたと思うのですが、現在沖縄県でこの農地法の権限移譲を受けている地域は何件ありますか。

○名嘉山尚子農政経済課主幹 農地法の権限移譲を今現在受けているのは、南城市ほか6市町村になります。7市町村ですね。今回、宮古島市が追加されて

きます。

○新垣光栄委員 今、宮古島市はみずから権限移譲を求めてきたのかどうかですね。

○名嘉山尚子農政経済課主幹 毎年要望調査をしております、それで要望があって、今回県のほうで協議を行って同意を得ている状況でございます。

○新垣光栄委員 やはり今、農地法の申請が市町村に行って、農業委員会、それから県のほうへ上がっていくわけです。そのときに1カ月、2カ月ぐらいかかってしまう。それで、どうしても迅速に処理をしたいということで、宮古島の今の状況からすると、わかるような気がします。土地が足りない、アパートが足りない、そうしたら農地をどうにか申請してできるところはやりたい、まさに需要があるということを物語っていると思います。その中でやはりこの申請業務において、今までは県のほうの業務だったものですから、しっかり県のほうでチェックしてもらえると法的な安心感だったり、そういう厳しい規制なりが行われてきたと思うのですが、そうすると、この辺の法的なもの、職員のスキル、それからそういうのをどのように確保、移譲した場合、確保できているのか。

○名嘉山尚子農政経済課主幹 今までも農地法については全農業委員会を対象に、研修会、説明会等を行っているところです。法令に基づいた審査基準等がございますので、それについてはまた、農業委員会は県に今までも進達していただくときには農業委員会の審査基準に照らした上で許可相当という意見を付した形で県に上げておりますので、今までどおりの判断基準となると考えております。また、県の支援としましては、全体的な説明会は従来どおりやっているのですが、また個別に宮古島市からの要望等もありますので、それについては研修会や説明会等を通して、職員の資質の向上を支援していきたいと思っております。

○新垣光栄委員 ぜひそういう、今、この市街化調整区域においては、ヤードになったり、いろいろな申請をしないまま農地を使われてしまったり、いろいろな弊害が出てきています。それを、やはり県がやったら厳しい、市町村がやったら厳しいという議論ではない、確実にやらないといけないと思うのですが、やはり重みが違うのですよね、受けるほうとして。同じ法律ですけど、受

けるほうとしては重みが違うものですから、それをしっかりとした人材育成、研修等を県がバックアップしないと。これが本当に、ちゃんと申請してできる方と、申請もしないでやってしまう、この不平等感が出てしまっただけでは困ると思いますので、その辺の指導、それから研修、県がそういう指導的立場になって一緒にやっていくということを確認しないと、もうあちこちで無秩序な土地利用が出てくると思うのですが、そのような確保を今どのように感じているか。

○茂太強行政管理課長 これは農地法だけに限らず、市町村に対するこの事務移譲をした後々の支援体制というものは、各所管課に対して逐一指導していくようにということは申し上げております。その中でどういったことをしているかということ、まず1つ目に情報提供。いろいろな環境の変化もございましょう、国からのいろいろな話もございましょう、そういったものは常々市町村に対して説明会開催時に説明しているところです。これが1点目。2点目といたしましては、財政支援ということで交付金をしているところでございます。そして今、委員がおっしゃったように、研修等については担当者への研修の実施はすることながら、マニュアルづくりも大切な事項でございます。マニュアルに対しても、細かいマニュアルをつくって市町村に提供するとか、そういったところもやってございます。あと、研修がもし必要なのであれば、事例等はまだまだ少ないですけど、例えば旅券法だと4日間ぐらいの研修を実施したり、事例が少ないというのはありますけど、ございます。あと、これも市町村、なかなか財源的あるいは体制的に受け入れがちょっと困難なところもございます。そういったところは、広域的に連携してやるようにということで、そういった連携して取り組むところについては、またそれに対しても支援の予算は措置しましょうという取り組みを全体的にやっているところでございます。

○新垣光栄委員 広域的にやるんだったら、県が全部まとめてやったほうがいいのではないかと思う面もあるのですけれども、なぜそういうことを言うかということ、農地法だけではなくて、墓地埋葬法も当初はそうだったのですよ。それで今回、宗教上の違いで埋葬しないといけないということが出たときに、かなりいろいろなところに問い合わせをしたりしたのですけれども、県はもう権限移譲したからわかりませんよという趣旨の説明だったのです。各市町村に任せていますよと。それでは権限移譲しても私たちは指導的な立場にあるんだよと言いながら、言葉だけにしか聞こえない。それを協議会等をしっかりと毎年行うとか、何年かに一回はそういう研修会をしっかりとやっていくという計画の中でやっていかないと、権限移譲したからあとはわからないというような—この

前の墓地埋葬法の権限移譲に関しても、農地法に関しても、権限移譲したから乱開発しても私たちはわかりませんとならないように、なるとは思わないのですけれども、そういうちゃんとしたプログラム、指針をつくっていただきたいという要望です。この辺に関して、もう一度答弁をお願いいたします。

○茂太強行政管理課長 確かに、墓地の埋葬の関係については、本会議でも保健医療部のほうから答弁があったと思いますけれども、その土葬という観点は、当時、移譲をするときに想定外だったというところがございまして、海外から、いわゆる労働者とかが入ってきますので、そういった観点で言えば、まさしく今、委員おっしゃるとおり、いろいろなケースが出てまいりますので、そういったものについては全体的にやはり県がやるべきでしょうというのは一つあります。先ほど委員からありました、それだったらもう全体、県がやったほうがいいのではないかという御発言がありましたけれども、それについては我々としてはこの権限移譲をやったときの趣旨としては、これは指針にも定めているところですが、まず住民の生活に密接な事務であるものは当然住民サービスの利便性を考えると、住民に近い、いわゆる市町村でやるべきでしょう。あと、地域の実情に熟知している市町村が処理をするほうが迅速であると。あるいは、利便性と同じですけれども、例えば広域でやっている負担感というのが今度出てきて、今、県がやっているのは、例えば旅券法で言う一番わかりやすいのですけれども、旅券のパスポートをするのに、離島からわざわざ沖縄本島までやってきて旅費も払ってやるのかということ、それはまた広域ではちょっと不便な面がありますので、できる限り市町村でできるものはやっという趣旨でございます。

○新垣光栄委員 まさにそのとおりだと思います。やはり利便性があるものはどんどん移譲してもらって。だけど、問題が起こったときに、県がどのようにバックアップ体制をとってくれるのかというのが問題であって、どんどんそういうのをやっていながら、指導的な立場で、問題が起こったときにしっかり対応できる、県がもう移譲したのでわかりませんよではなくて、そういう体制を整えていただきたいという趣旨ですので、よろしくお願いいたします。

続きまして、土地区画整理法に関して、財務会計制度の見直しがあったということですが、具体的にその財務の見直しに関する件をお伺いいたします。

○仲間秀樹村づくり計画課班長 財務会計についての詳細は、複式簿記の導入

がメーンの改正になっております。

○**新垣光栄委員** 私はまた補助金制度の見直しもあったのかなと勘違いしていました。それでは、今そういう区画整理をしたときに今までは県から市町村に国庫補助金を出していたのですけれども、この国庫補助金の額とか直接国から一県からこの組合のほうに今回権限移譲された場合、組合のほうに国庫補助金等が流れてくると思うのですが、この金額とか、そういうのは補助金の制度の中の一公園をつくったら県が見ますよとか、道路に関しては県道だったら県が見ますよとか、そういう補助金の金額とか制度というのは権限移譲されたにしても全く変わらないのかどうかですね。

○**仲間秀樹村づくり計画課班長** 今回の土地改良法に関してはそのような改正はございません。

○**新垣光栄委員** 今回、読谷村がこういうふうに申請している区画整理……今は土地区画整理法です。

○**仲厚都市計画・モノレール課班長** 区画整理事業の補助事業となりますと、区画整理事業で事業化をされますと、国から補助金を受けて県を通して行うこととなります。

○**新垣光栄委員** 今までは県から市町村へということで補助金を出していた。それから、今度は組合になると、県から直接組合のほうに出していくということで、今理解しますけれども、この都市計画道路、そして都市公園に関しても、補助金とか申請のほうは組合方式になると市町村を通さずに県に直接できるということは、事務が簡素化できると考えていいのかどうかですね。

○**仲厚都市計画・モノレール課班長** 予算の話ですけど、ちょっと誤解があるようですけど、今回の組合施行の予算は直接市町村が国から受けて、市町村が組合のほうに援助します。今回、読谷村の区画整理は、補助は一切入っておりません。市町村が組合を認可して、組合独自で補助事業なしで事業を行うこととなります。

○**渡久地修委員長** ほかに質疑はありませんか。

中川京貴委員。

○中川京貴委員 この移譲する事務の概要のところ、全般的に—基本的に私は権限移譲は大賛成で、御承知のとおり平成12年でしたかね、地方分権一括法が施行されて、国から県へ、また、県から市町村へということで、地域の声を反映させるべき地方分権一括法というのが出て、それから権限移譲がスタートしたと思っています。そういった意味では、この移譲には賛成ですが、1つだけお伺いしたい。先ほどの土地区画整理法、農地法は僕は事前に説明を受けておりますので、理解しているつもりですが、これは全ての権限移譲なのか、また、特例でこの部分は移譲をしていませんよというのがあるのか、その辺全般的に説明できますか。

○茂太強行政管理課長 これは各法令のもので、先ほど私がちょっとお話ししましたけど、あくまでも住民サービスの観点だとか、あるいは例えば市町村が実質的にはもう判断しているという事務とか、そういったものの事務についてやっているのであって、全て全体やるという話ではございません。

○中川京貴委員 例えば農地法の場合は第35条、いろいろありますよね、これは全てやると。特例とか、移譲しないとかがというのではなくて、農地法は全て権限移譲するという事で理解していいのですか。

○茂太強行政管理課長 全てではなくて、やはりその条文を見て移譲をしているという形になります。

○中川京貴委員 先ほど答弁していたのであえて質疑をしますけれども、御承知のとおり平成12年地方分権一括法が施行されて一旅券法が出ましたのであえて質問しますけれども、その後、全国で旅券法が、先ほど答弁ありました離島の方々、例えば北大東、南大東、飛行機に乗ってパスポートを取りに来る。申請はツーリストができます、申請は誰でもできるのですけれども、取るのは本人でなければいけないという法律ですね、旅券法はね。しかし、今の時代に合っていないということで国も改正しましたけど、沖縄がそれをおくれて何年間もこれを施行していませんでした。当時平成20年でした、記憶にありますけれども。仲井眞県政のときに、これはおかしいだろうということで、全国よりおくれて県もこの旅券法の地方分権、市町村で発行できる仕組みをつくって—当初は、県はなかなか重い腰でそれをやりたがっていなかったと思っています。その理由は、市町村が嫌がっているから、無理やり押しつけるわけにいかない

というのが県のスタンスだったと思います。今現在、離島は全てパスポートの発給業務が市町村でできると思っていますが、今、豊見城市が出ていますが、恐らく那覇市はまだだと思います。それ以外にまだ旅券の移譲ができてない市町村は何件ありますか。

○茂太強行政管理課長　今回、豊見城市が10月からされると、残りは那覇市と糸満市だけになります。

○中川京貴委員　那覇市は那覇市にあるわけですから、別に権限移譲をしなくても、市としては別に迷惑を市民にかけるわけではないという考えがあると思いますが、糸満市がしない理由は何でしょうかね。

○仲村留美子交流推進課旅券センター室長　糸満市のほうでは、今回、本年度要望等を聞き取りしたのですけれども、職員体制等の整備がまだ追いつかないということで、移譲がまだ受けられないということでした。

○中川京貴委員　再度お聞きしますが、この権限移譲は市町村が受けるわけですが、パスポートの場合、5年の場合、10年の場合で金額が違います。その移譲とともに、この手数料ももちろん市町村に配分されていると思っています。権限だけ移譲して、収入だけ県が取るというわけにはいかないでしょう。その収入は市町村とはどういう割合になっていますか。

○仲村留美子交流推進課旅券センター室長　手数料は県の証紙で納めていただいているのですけれども、それで県の歳入になります。市町村の事務に応じて、処理件数に応じて交付金を財政措置しているところです。

○中川京貴委員　総務部長、あえて市町村を代表して物を言います。県は今答弁があったとおりですけれども、1件当たり幾ら市町村に交付されていますか。これが少ないから、市町村は当初はこの事務委託をしたくなかったのです。1万5000円、2万円、県はもらいますけどね、1件当たり。市町村に配分されるものは1000円、2000円ですよ。だから市町村は受けたがらなかったはずですよ。今、割合はどうなっていますか。例えば5年だったら幾ら、10年だったらパスポートの申請料が幾らで、その分幾ら市町村にいつているか説明してください。

○仲村留美子交流推進課旅券センター室長 5年とか10年とかの区別ではなくて、例えば申請の受理とか、交付で1件当たり、申請の受理と知事への送付で1件当たり769円。

○中川京貴委員 違う。県に入ってくる収入印紙です。申請時の収入印紙があるでしょう、県証紙よ。

○仲村留美子交流推進課旅券センター室長 県証紙ですが、10年旅券で1万6000円、そのうち、国の印紙のほうで1万1000円。

○中川京貴委員 では県は5000円ということですか。

○仲村留美子交流推進課旅券センター室長 県は4000円です。

○中川京貴委員 今、答弁を聞いたとおり、1万6000円のうち国が1万1000円。

○仲村留美子交流推進課旅券センター室長 1万6000円のうち、県は4000円です。

○中川京貴委員 総務部長、県は4000円もらいます。市町村は900円ですよね、1件当たり。なぜ、そのまま市町村に交付すればいいのではないですか、3000円の手数料を県が取るのですか。その質疑をしているのです。

○仲村留美子交流推進課旅券センター室長 済みません、間違えていました。10年旅券で、収入印紙で1万4000円、県の証紙で2000円です。

○渡久地修委員長 休憩いたします。

(休憩中に、中川委員から質疑内容について補足説明があり、執行部に対して後で説明するよう要望がされた。)

○渡久地修委員長 再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

比嘉瑞己委員。

○比嘉瑞己委員 この権限移譲が毎年幾つか出てくるのですが、市民のサービスが身近なところでできるという趣旨はわかるのですが、沖縄県が考える、自治体がやるべき事務、移譲すべき事務というのは全体でどれくらいあって、今どれくらい移譲ができていますのか教えてください。

○茂太強行政管理課長 我々は平成30年3月に行政運営プログラムを策定しております。その中で、重点移譲事務の移譲割合について伸ばしていこうという方針を定めておまして、今回移譲について重点的にやる事務について、水道法、農地法、旅券法、沖縄県屋外広告物条例、その4法令を進めていこうということで、件数については、全体で平成29年度の89市町村に移譲している数値を、最終的には平成33年—2021年には103まで伸ばしていこうということで取り組んでいるところでございます。

○比嘉瑞己委員 事前聞き取りでお伺いしたときには、その移譲できる事務というのはすごい多くあると聞いていて、本会議で聞きますよということで伝えられているのですが、今のは今後の計画の話ですよ。私が知りたいのは、全体でどれくらいの事務が移譲できる事務として県は考えていて、どのくらい進んでいるのか。

○茂太強行政管理課長 まず、我々は指針をつくってございますけれども、この指針の中で重点事務として挙げているのが1267事務でございます。ただし、これはこれが全てかと言われるとそうではなくて、いわゆる国の法改正だとかそういったもので、いろいろ事務がどんどん移譲されるケースもございまして、それが全体とは思っておりません。

○比嘉瑞己委員 多岐にわたる事業になると思うので、地方分権は大切なことですが、何でもかんでも移譲すればいいのかとなると、また違う話になると思います。皆さんが指針を持っているということで提供いただいたのですが、この市町村が行うことが適切であるという基準というのは設けてあって、市民に身近なサービスであるということとか、もっともらしい理由だと思っております。一方で県が引き続き行うべき事務というのが、この指針の中ではなかなか見えづらかったのです。それ以外だって言われたらそうなのかもしれないのですが、そうやって県がしっかりと広域的な観点だったり、大局的にやるべき事務というのは、どうしても残さないといけないと思うのですが、その考え方についてはどのようにお考えですか。

○茂太強行政管理課長　まさしく委員がおっしゃるとおりでございます、なかなか移譲するにしても、先ほど言いましたように、全ての事務が移譲されるわけではございません。そこはやはり我々も説明会等でこういった移譲をしたほうがいいのではないかという説明をしてございますけれども、その中でいろいろ市町村からのリアクション、ここは違うのではないか、県がやるべきではないかとかいうところも吸い取りながら、また、ほかにもやはり自分たちが県として全体的に見るべきであろうというところはございまして、一旦市町村に移譲していたものを吸い上げたというか、県がやった事例もございます。例えば昨年度同じ2月議会の中で、医療法については、これは県が音頭をとって設置は見たほうがいいでしょうということで、吸い上げたところもございます。そういったところは、もしかしたら臨機応変になるかもしれませんけれども、常々見ながら、ほかの法令、社会環境も考えながら対応していきたいと思えます。

○比嘉瑞己委員　絶えず見直しも必要だと思います。今、今後の重点事務という説明もあったのですが、沖縄県は離島も抱えていて、それぞれ市町村も財政が厳しい中で、できるところ、できないところはあると思うのです。先ほど言われた重点事務の中で、特に今、皆さんが市民ニーズからいっても、これは移譲すべきだというのがわかりやすい例があれば幾つか教えてほしいのと、それがなかなか進まない主な原因というのを教えてください。

○茂太強行政管理課長　事例ということでございますので、先ほど来、出ていますパスポートの件については、やはり離島の住民のほうから、本島に行かなくて済む、旅費や、時間がかかるところがございまして、それがなくなったということで利便性があるという事例がございまして。あと、例えば保育所の設置認可、これは児童福祉法になりますけれども、これについても申請者が沖縄県の本庁に出向く費用とか時間がかからなくなったとか、そういった利便性があるという形があります。課題というのは、これも先ほど来、ちょっと出ていますけれども、やはり財政規模、また職員体制、特に技術的な面が必要な事務、技師が必要だとか、そういったところはやはり体制的にできないという課題もございまして。あとはアンケート等によりますと、しっかりした引き継ぎがなされていなかったからというところがございまして、それはフォローアップをちゃんとしてくださいということで指導をしているところでございます。

○比嘉瑞己委員　ぜひ移譲後の財政的あるいは技術的な支援というのを、もち

ろん県もしっかりやるべきですけど、国に対してもやはり市町村の実情を伝えて、こういったところにも国からの支援ができるように頑張っていたきたいと思います。

○**渡久地修委員長** ほかに質疑はありませんか。

又吉清義委員。

○**又吉清義委員** 権限移譲についてちょっと質疑させていただきます。主な内容として市町村との協議が調った事務の移譲ということになっておりますが、この調わない事務の移譲はできないものかと思うのですが、まず、それができるかどうかからお願いいたします。

○**茂太強行政管理課長** 法令上は協議が調べばできることになっています。

○**又吉清義委員** 今、協議が調うというのはどのような段階をいうのか、説明をお願いします。

○**茂太強行政管理課長** 済みません、訂正します。同意は必要ないとされている、協議すればいいと、同意までは必要ないということでございます。

○**又吉清義委員** 同意は必要ない。この協議というのは、具体的にどういうところ、要するに1回、例えば説明したらこれが協議になるのか、相手がもう説明なんか無視だと、あんた方、言ったんだからやりなさいと、それが協議なのか、どのように判断していますか、協議ということについて。

○**茂太強行政管理課長** 毎年説明会をして、例えばこの市町村はこういう権限を移譲済みであるとか、そういう情報を流しながらこういった体制でもできるよとか、そういうものをまず説明する。市町村も興味があればそういったもので、これは移譲してもいいなど、そういったやりとりがいわゆる協議だと思っております。

○**又吉清義委員** 今、説明があったように、協議をする中でやってもいいよと意思表示があるからオーケーではないですか。意思表示がなくてもこれは協議でやりなさいと来るのか、どちらですかということを知っているわけです。

○茂太強行政管理課長 これまでの権限移譲につきましては、アンケート調査をして、移譲をしたいということを手上げ方式で行ってございます。それで市町村の了解を得たという形で今持っているところでございます。

○又吉清義委員 アンケート調査でやりたいか、やりたくないか聞いて、やりたいところには話し合いを持っていく。じゃあ、無回答のところはどのようにしますか。話し合いに行かないと、私は理解していいのですか、押しつけるのですか、どちらですか。

○茂太強行政管理課長 まず、先ほど言ったように、アンケート調査をして、これを移譲したいというところがないところについては移譲を無理やり強制したことはございません。

○又吉清義委員 多分これが筋ではないかなと思うのですよ。ですから、この中で皆さん、移譲ができるのが法的にもいっぱいあるのですが、全市町村実施しているわけではないですよ。これについて違法ですか、違法ではないのですか。

○茂太強行政管理課長 法律上、協議すればという形で今やっていますので、違法ではないという形になります。

○又吉清義委員 違法ではないから皆さん、違法であれば訴えて強制的にできるわけですよ、訴訟もできるわけですよ。皆さんが訴訟をしないというのは、違法ではないからですよ。

○茂太強行政管理課長 まずは、今言っているのは移譲後の話になりますけれども、まず段階的に移譲する条例を設置して、今回みたいに、どこどこ市は移譲できますという条例ができた後、4月1日以降、事務が移譲するという形になります。

○又吉清義委員 やらないところは違法で訴訟もしないのですよねと聞いています。

○茂太強行政管理課長 そもそも条例に位置づけられていませんので、できない形になります。

○又吉清義委員 だから今、条例に位置づけられていないというのは、要するに、この中で市町村が処理するため改正を行うのですよね。だからこの条例は市町村はやる義務が生じるのですか、生じないのですか。

○茂太強行政管理課長 今、条例が通るとなると、成立しますので、移譲しなくてはならないという形になります。

○又吉清義委員 いまいち、ちょっとわからないのですが。今、条例に上げるというのはこの市町村がやるという条例を上げればやる義務が出てくる。上がってこない市町村はこないということだと私は理解しているのですが。だから、皆さんで今、移譲について協議が調った事務を各市町村が処理することとするためということですが一だから各市町村にやらなくてはならない義務は生じないのですよねと。皆さんでやって、やると意思表示をした市町村がやらなければ、そこに義務が伴うということですよ。しかしそこは、いや、自分たちはまだ協議が調っていないから、意思表示をしない市町村に関しては、義務は生じますかということですよ、この条例で。

○茂太強行政管理課長 繰り返しになりますけれども、条例で設置した市町村、例えば今回やる、児童福祉法について、30町村がやります。30町村がやるという条例が定められれば、この30町村はやらなくてはいけない義務が生じます。ですけど、別の例えば土地改良法、今、南城市、宜野湾市、伊江村、北大東村がやってございますけれども、そこに手を挙げていないもの、例えばここでじゃあ沖縄市さんやってくださいということとはできないという形になります。

○又吉清義委員 私もこの手を挙げてないものはできないものだという確信があるものですから、手を挙げて初めてできるものかなと思います。その中でじゃあ何を言いたいかと言うと、先ほど県民投票条例、手を挙げないところは皆さん訴訟、訴えるということで県は一生懸命頑張っているものですから、これは間違いではないですかと、今の理論から言いますと。違いますか。

○茂太強行政管理課長 条例の所管ではないので、ちょっとコメントはできないのですけれども。まず、条例が通っているということは事実でございます。

○又吉清義委員 これも条例はこうあるから、今度は手を挙げる市町村をしっ

かり明記をするから、やらないと責務が発生する。ですから、この条例をする中で、全市町村手を挙げているわけではないわけですよ。県民投票条例からすると、これ手を挙げない市町村は全部訴えられて責務が伴います。しかし、今の説明からするとこの責務がないと皆さんは明確にしているものですから、それを県が訴えるとか、訴えないとか、こうやることは逆に皆さんが違法ではないですかと、この条例とは根本から違いますかということは、私最後にお聞きしたいわけです。

○茂太強行政管理課長 所管ではないのでありますけれども、違法だという話とかいうのは、多分その所管しているところで協議はなされていったと思います。

○又吉清義委員 所管ではないからお答えづらいかもしれませんが、やはり条例というのは等しく、どの課であろうと、どの部署であろうと等しくないといけないわけですよ。等しくないといけない。しかし、総務部ではこの条例はこう解釈をする。ですから、条例の解釈は全部等しくないといけないのではないかと思うのですけど。

○茂太強行政管理課長 解釈は一つだと思っております。

○又吉清義委員 済みませんね、全然かみ合わないのですが。ですから、解釈がかみ合わない中で、やはり権限移譲というのは、そういった協議が調ったときにこういうふうにする、お互い了解をしてやる責務が発生するんだということをあえて聞きたいものですから。今、まさしく皆さんの答弁も、私はそう解釈しているのですが、やはり協議が調って初めてこれはやるということには間違いのないのですよね。協議も調わずに、先ほどは合意もしなくてもできるという言い方をするものですから。合意というのは、やはり協議をして、お互い意思表示をして、そこにはこれが権限移譲できるものであって、協議もしている途中で意思表示もできない、まだできないというところに関しては、私は、押しつけはできないものだと思っているものですから、皆さんも協議が調っていないところはそのままであって、無理して進めたわけではないですよ。

○茂太強行政管理課長 強制的にやっているところはございません。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第3号議案に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者の入れかえ)

○渡久地修委員長 再開いたします。

次に、乙第4号議案社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。
金城弘昌総務部長。

○金城弘昌総務部長 それでは、説明資料の4ページをお願いいたします。

議案のほうは議案書7ページからになります。

乙第4号議案社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について御説明申し上げます。

この議案は、消費税法等の一部が改正されたことによる消費税率の引き上げに伴う行政サービスの提供に要する増加経費を、受益者負担の原則に基づき、県の使用料等の料金に適切に反映させる必要があることから、使用料の額、利用料金の基準額等を改める必要がある29条例について、一括して改正を行うものであります。

以上で、乙第4号議案の説明を終わります。
御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○渡久地修委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第4号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

比嘉瑞己委員。

○比嘉瑞己委員 10月の消費税増税を見据えた改正だと思うのですが、今回29の条例が一括して提案されておりますが、この手法、問題がないのか、それぞれ条例一つ一つ審査すべきだと思うのですが、この一括改正については妥当ですか。

○宮城嗣吉財政課長 乙第4号議案で提案している29の条例につきましては、10月からの消費税率の改定に伴って、改定の影響のみを受ける県の使用料の額とか、利用料金の基準額等を改定するものでございます。条例改正の改正動機が同じであるところから、29の条例を個別に審査するのではなく、1つの条例にまとめ、1つの委員会で一括して審査することで円滑な審査に資するものと考えたところでございます。なお、他の条例、次の乙第5号議案の沖縄県使用料及び手数料条例などがございますけれども、その中でも、消費税率改定に伴う使用料等の改定が含まれておりますけれども、これらの条例につきましては、その消費税改定以外のその他の改正要因や、または特別会計、公営企業に係る条例であるため、個別の審査が必要であるということで、これらについては個々の改正とさせていただいたところでございます。

○比嘉瑞己委員 今回、この29の条例を見ますと、図書館だったり、博物館だったり、県民もよく利用するところも入っております。こういった使用料を全て上げているのか、また、逆に今回の消費税増税に伴って据え置いた使用料とか事業があるのであれば教えてください。

○宮城嗣吉財政課長 今回の消費税率改定は、使用料の改正にどのように反映させているかというところですが、まず、その取り扱いが一般会計と公営企業会計、それから指定管理者というところで、まず大きく異なっております。

一般会計につきましては、コストの課税対象経費に係る消費税の増加分を反映させて、コスト増加見合い分の範囲内で改定するところでございます。それから公営企業会計、指定管理者に係る使用料につきましては、これらのものが消費税を納税することから、現行使用料に2%の増加分を加算して改定を行ったところであります。なお、今御質疑の引き上げを行わなかった条例があるのかという部分につきましては、まず、政令等により全国一律に料金が定められているもので、今回その政令の改正がなかったもの、授業料などは

もともと非課税となっております。それから、先ほどのコスト計算を行った結果、端数処理、例えば10円単位であるとか100円単位とか、そういう端数整理の結果、現行料金に変更がなかったもの等につきましては、改定を行わなかった条例もございます。

○比嘉瑞己委員 今、答弁を求めませんが、そういった端数とかって一大方がそういうわけで増税の影響を受けることになると思います。

今回のこの増税で、今、国会でも審議されていますが、軽減税率とか、またポイント還元とかの話もありますが、本当にわかりづらい。複数の税率が存在する中でここに挙げている29の条例は全てもう10%増税になるのか、そこはきちんと精査はされたのでしょうか。

○宮城嗣吉財政課長 先ほど述べましたとおり、どのように反映させているかという部分につきまして、一般会計につきましては、コストの課税対象経費に係る増加分のみを反映させての、コスト増加見合い分の範囲内で改定するということとなりますので、現行料金の中で課税経費とそれから課税対象外経費に分けて、課税対象経費について2%の増という形になっておりますので、改定率が2%を下回るというものも中にはございます。それから、公営企業会計とか指定管理者に係る使用料等につきましては2%の増という形になっております。

○比嘉瑞己委員 皆さんが細かくやったのはわかるのですが、今、制度設計の中でやる軽減税率とかポイント還元の対象には29の条例は当てはまらないと理解しているのですか。

○宮城嗣吉財政課長 今ございました消費税の軽減税率ですけれども、日々の生活において消費税負担を軽減するとともに、買い物の都度、痛税感を緩和できるとの利点があるということで10%の引き上げ時に導入されるということになっております。内容としまして、軽減税率の対象品目が酒類、外食を除く飲食料品及び週2回以上発行される新聞の定期購読料金とされておりまして、これらの品目については8%の税率がそのまま適用されるということになっております。今回の改定に影響がないのかというところになりますけれども、今回の改正分につきましては、先ほどの、サービスの提供に要する経費を賄うように課税対象経費分を課税対象経費に係る増加分に対して改定するというところになっておりますので、今回の軽減税率の対象品目とは関係ないというところで

あります。

○比嘉瑞己委員 多岐にわたる改定になりますが、この影響額は、試算はされましたか。

○宮城嗣吉財政課長 この乙第4号議案の一括提案の29条例分の影響額が6982万5000円となっております。主なものが首里城公園、美ら海水族館の入場料、それからIT津梁パーク施設の使用料とかが主なものになっております。

○比嘉瑞己委員 相当な県民の負担になると思います。国の決める税率制ですので、やむを得ないところもあるかもしれませんが、県民の負担をしっかりと認識すべきだと思います。過去にも景気の動向で増税が見送られたこともありましたが、今の日本経済も少し雲行きが怪しくなってきましたが、仮に10月実施が見送られた場合はこの条例はどうなりますか。

○宮城嗣吉財政課長 仮にということでお答えしたいと思いますが、引き上げ時期が延期された場合は、今、一括条例のほうで改正をお願いしているところですが、この一括条例を廃止しまして、消費税の改正時期に合わせて改めて条例を提案する方法が1つ。もう一つが、一括条例をさらに一部改正する方法という2つの方法が考えられますけれども、現状における政府の方針が、報道等によりますと3月8日の衆院本会議のほうでも、消費税につきましてはリーマンショック級の出来事がない限り、法律で定められたとおり引き上げる予定だと総理の答弁があったところがございます。それから、各県におきましても、39道府県で、2月議会で改定を予定していると聞いております。

○比嘉瑞己委員 総理はそう言っても、統計のああいった不正なこともあって、なかなか国民が景気の回復を実感できない中で、決して増税をもろ手を挙げて賛成という国民は少ないと思います。そこは指摘して終わりたいと思います。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。

又吉清義委員。

○又吉清義委員 今の税率の改正で、10月1日からこれが行われるのですが、軽減税率以外にほかに消費税の還元がございますよね、もう一つ何がありますか。

○宮城嗣吉財政課長 経済産業省がキャッシュレスで決済した場合の消費者還元事業を行うということで、内容としましては10月1日の消費税率引き上げに伴って、引き上げ後の一定期間に限り中小企業者によるキャッシュレスで行ったポイント還元と割引を支援するという制度があると聞いています。

○又吉清義委員 だから、このように10月から消費税が上がる。上がる中で、消費者にとっては、まず軽減税率の補助がある。そして今度はキャッシュレス消費者還元事業があると。2つが発生してくるわけですよ。そういう中で、キャッシュレスについては具体的に何%ぐらい還元されますか。

○宮城嗣吉財政課長 個別店舗については5%、フランチャイズ加盟店については2%を消費者に還元するとなっております。

○又吉清義委員 個別に関して5%、フランチャイズに関してもかなりの額が還元されると。その中で、今、キャッシュレスで消費者還元事業の中で該当する企業というのはどのように法律的に今、内定していますか。

○宮城嗣吉財政課長 このような緩和策の周知、広報につきましては、国のほうが広報啓発していると考えております。

○又吉清義委員 国のほうが広報啓発していると。何をしているかということ、このキャッシュレスで還元を受けたい方は10月1日から9カ月間そういったのが受けられるわけですよ。ですから、受けられるということは皆さんがその対応をしないと、例えば私が県の事業で、キャッシュレスで支払った場合に、還元が受けられなくなると私は理解しているのですが、違いますか。

○宮城嗣吉財政課長 消費者がキャッシュレス決済手段を用いた場合にポイント還元されるということで、一般消費者を想定しているということで、地方公共団体が還元の対象にはならないと、その旨聞いております。これは確認したところでございます。

○又吉清義委員 これ間違いないですか。非常に私、気になるものですから。その中で製造業も出てくる、サービス業も出てくる、小売業も出てくる、卸業も出てくる。例えば農業関係で言えば、畜産関係は皆様県の優良品種を買うの

ですよ、農家の方は。牛や豚、こういった優良種を買うのですよ、ほんの一例です。そして、次は指定管理についてですが、糸満青少年の家であり、玉城であり、石川であり、県の指定管理を受けた旅館業もしながら一般の方が泊まるのですよ。

○宮城嗣吉財政課長 国の関係機関に確認しましたら、地方公共団体はそのポイント還元の対象にはならないと聞いております。

○又吉清義委員 しかし先ほどの指定管理を行っているところ、これ事実ですよ。県が指定管理をさせるわけですよ。糸満青少年の家なり、石川青少年の家なり、そして、皆さんが運営している海洋深層水、久米島、一般の方々が買うのです。それを使って営業する方がいっぱいいるのですよ、商売、ビジネスをしている方々が。私が何を言いたいかというと、こういうのも皆さん、再度精査してもらえませんか。例えば一般の方々がキャッシュレスで買った場合に還元を受けられないとしましょう、5%もですね。私はトラブルが生じると思いますよ。ですから、これは4月1日からこの業者の受け付けが始まる。そして、10月1日から施行される。もう法的に決まっているのですから、だからその辺を皆さん、しっかり県の事業としてどういう事業があるか、私は一つ一つ丁寧に精査をしないと、私はいけないと思います。例えばグラウンドにおいて一般の方々が使用料を払って使う。これもサービス業に当たらないのか、こういうのもですね。公共工事もどうなるか、その辺も皆さん、私は十分、今決めつけずにまずそれを精査する、そして皆さんとして、どういう受け入れ体制ができるか、やはりこれは準備をしておかないといざとなったときはできなくて、民間に、県民に、私はこの使用料の額を、利用料金の基準額等について不公平さが出てきませんか。いざ支払う立場になって還元できないとトラブルが生じませんかということに危惧しているから、あえて聞いているわけです。それを皆さん、やはりもっとしっかり精査をするべきだと思いますが。あと半年間あります、これが施行されるまで。本当に県として行っている事業を丁寧に一つ一つ、私は精査するべきだと思いますが、部長いかがでしょうか。

○宮城嗣吉財政課長 ポイント還元の対象にはならないとは考えておりますけれども、一般論としてのその消費者に対する緩和策という部分につきましては、国の関係機関、県の関係機関と連携して周知に努めていくこととしたいと思います。

○又吉清義委員 あと、県のほうとして、私ももう一つ率先してやってもらいたいもの、このようにキャッシュレスの申請をするごとに還元が消費者に出てくるというのは、額もそんなに決めはないです、極端な言い方しますと。ですから、その中で県のほうも、これをまた企業であり、そういった卸業をしているところ、小売業をしているところ、サービス業をしているところには、私は連絡網をとってお互い周知徹底してやるべきだと思うのです。県の皆様方でも、こういったものに関して十分な情報を得ていなければ、この卸業、小売業、サービス業が知る由もないと思います。皆さんが率先して集めて、そのような勉強会を私はするべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○宮城嗣吉財政課長 この中小企業に対するその支援等も含めまして、国のほうでは総合事務局の経済産業部、それから県のほうでは商工労働部の中小企業支援課なり、それから商工会議所等、そういった関係機関と連携してこのような情報というか、制度等の周知に努めていくこととしたいと思います。

○又吉清義委員 たくさんは言いませんけど、この法律を見てみると、かなりすごいものがいっぱいあるものですから、ぜひ、皆さんこれ率先して、今、部長がうれしいことを言っていたのは、やはり他の部局ともお互い連絡を取り合って、県民にそういった還元金、補助金の迷惑がかからないように、これは県全体で、私は取り組む問題だと思いますので、商工労働部でいろいろな部ともお互い横の連携をとっていただきたいなど。誰かが音頭を取らないと、これはそのままになりますよと。これは、沖縄だけではないです。他の県もそうです。しかし、私はこの中身を知ってしまうと、一挙に広がると思いますよ。そのときに手続が間に合わなければもう還元できないのですから、9カ月間の売り上げの5%というのは大きいですよ、皆さん。1億円売り上げ出したら、50万円どころではないですよ。これが還元されるのだから、これを無駄にしてもらいたくないなということで、ぜひ部長、他の部署とも率先して連絡を取り合って、汗をかいていただけませんか。

○金城弘昌総務部長 消費税の改正については、国が音頭をとってやっていますけど、当然ながら県も県民サービスの観点がありますので、しっかり連携をとりながら進めていきたいと思っています。

○渡久地修委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 質疑なしと認めます。

よって乙第4号議案に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

午前11時50分休憩

午後1時20分再開

○渡久地修委員長 再開いたします。

次に、乙第5号議案沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

金城弘昌総務部長。

○金城弘昌総務部長 それでは、説明資料の5ページをお願いいたします。

議案は議案書の20ページからになっております。よろしく申し上げます。

乙第5号議案沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

この議案は、機器の使用料等について徴収根拠を定め、使用料及び手数料の額の適正化を図り、及び廃止するほか、消費税法等の一部が改正されたことに伴い、衛生環境研究所手数料等の額を改める等の必要があることから、条例を改正するものであります。なお、この条例は平成31年4月1日から施行することとしておりますが、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の施行に伴う手数料については平成31年6月1日、消費税法等の一部が改正されたことに伴う額の改正については平成31年10月1日から施行することとし、必要な経過措置を定めることとしております。

以上で、乙第5号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○渡久地修委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第5号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

当山勝利委員。

○当山勝利委員 乙第5号議案について質疑させていただきます。

工業技術センター使用料について伺います。新旧対照表で見て、削る装置等がありますけれども、今回削られる理由について伺います。

○市場俊雄工業技術センター研究主幹 今回削る使用料について御説明いたします。手数料及び使用料を廃止する場合というのは、装置、特に機器使用で開放している装置が古くなって使えなくなった場合、設定する根拠としてはもうなくなってしまいますので、我々としては廃止するというにしています。

○当山勝利委員 使わなくなる根拠は何でしょうか。

○市場俊雄工業技術センター研究主幹 装置が古くなったために故障して修繕ができなくなった場合、この場合にはメーカーに確認をとって、もう保守の対象から外れてしまっていて修繕できないという確認をとった上で廃止することになっています。

○当山勝利委員 そうすると、今回幾つか装置があるわけですが、全てその対象になる上で、当然、代替の設備が必要になってくると思うのですが、それはそろえられていることになるのでしょうか。

○市場俊雄工業技術センター研究主幹 装置によっては代替する装置があります。工業技術センターの中に代替する装置がない場合でも、近接する健康バイオテクノロジー研究開発センターに同様の装置が設置されているものがあり、そちらも開放されている場合には、そちらを製造業の方々にお勧めして使用していただくということになります。

○当山勝利委員 今回、この削られる装置の中で代替の装置がある、工業技術センターの中にあるものはいいとして、ないものはありますか。

○市場俊雄工業技術センター研究主幹 直接代替する装置がないものは、あります。この中で、2つの装置に関しては直接装置を代替するものはないのですが、その装置を使って行う分析または試験を、別の試験法で置きかえることができるので、装置自体の代替ではなくて、分析方法として代替することが可能になっています。

○当山勝利委員 その装置は何ですか。

○市場俊雄工業技術センター研究主幹 今回はCHNコーダーと言われる機械と、塩水噴霧試験装置と言われる機械です。

○当山勝利委員 その装置はきちんとほかのもので代替できるという御答弁ですけど、それで間違いありませんね。

○市場俊雄工業技術センター研究主幹 間違いありません。

○当山勝利委員 ちなみにこの使用料及び手数料ですけれども、どのような形で徴収されていますか。

○市場俊雄工業技術センター研究主幹 使用料、手数料、両方とも、申し込みがあった場合に申請書を出していただき、そこに県の証紙をその手数料や使用料分を張っていただいて、事前に提出していただくことで受け付けています。

○当山勝利委員 わかりました。じゃあ、県証紙を張られて、その分徴収しているということですね。了解いたしました。

次に、建設材料試験手数料について伺います。これ、全て削るになっていますけれども、どのような理由で全て削るになったのでしょうか。

○大湾朝亮技術・建設業課班長 建設材料試験手数料を今回廃止する理由についてお答えいたします。

まず建設材料試験とは、公共工事の品質確保のために、工事で使用される材料について、所要の品質を確認するための試験となっています。県においては、試験手数料を財源として、一般財団法人沖縄県建設技術センターに試験業務を委託して実施しておりました。試験に係る事務の合理化等を図るために、平成31年度から試験手数料をセンターの手数料として、センターのほうで試験を実施するというように改めましたので、そのことから建設材料試験に係る手数料を廃止するものであります。

○当山勝利委員 今まではセンターのほうでやられていなかったということでしょうか。

○大湾朝亮技術・建設業課班長 今までも試験自体は沖縄県建設技術センターのほうで行っておりました。

○当山勝利委員 そうなると、やっている場所は変わらないけれども、使用料ではなく、このものに関しては利用料になるということでしょうか。

○大湾朝亮技術・建設業課班長 今までは県の手数料として県のほうに支払っていただいて、県のほうからセンターのほうに委託するというような形で実施してきたのですが、今回、平成31年度からはそれを見直しまして、センターのほうに直接その手数料を支払っていただいて、センターのほうで試験を実施するというようにしております。

○当山勝利委員 ということは、委託先のほうで直で徴収する、つまり利用料扱いになるという考え方でいいのでしょうか。

○大湾朝亮技術・建設業課班長 今回、見直しすることによりまして、建設材料試験自体をセンターの自主事業として行っていくこととしております。

○当山勝利委員 じゃあ、センターさんのほうの委託料プラスこれがその委託先の自主財源になるということになりますね。

○大湾朝亮技術・建設業課班長 今年度まで委託という形をとっておりましたが、平成31年度からは県からの委託ということではなくて、センターの自主事業ということで行います。県のほうからは、センターのほうで事業を継続していくために必要な経費について、一部補助していくということとしております。

○当山勝利委員 ちなみに、実績で構いませんので、この手数料分は幾らあったのでしょうか。

○大湾朝亮技術・建設業課班長 平成29年度で約7000万円となっております。

○当山勝利委員 ということは、その分は全部委託先での財源になる、7000万円は財源になるという形ですか。

○大湾朝亮技術・建設業課班長 そのとおりです。

○当山勝利委員　ちなみに、これで例えば手数料がそちらの自主財源になって、この手数料よりもふえるということはありませんか。増減がありますかということですか。単価がふえるかということですか。

○大湾朝亮技術・建設業課班長　センターで受け取る手数料につきましては、平成29年度、平成30年度に県のほうに収入として入っていた分がセンターのほうに収入として入るということになります。

○当山勝利委員　ちなみに、そのセンターのほうの徴収方法はどんなふうにされるのですか。

○大湾朝亮技術・建設業課班長　今、センターのほうでいろいろと検討もしてもらっているところですが、現金で徴収するような形になるということですか。

○当山勝利委員　県で、県証紙で徴収した理由は何ですか。

○大湾朝亮技術・建設業課班長　県の収入として受け入れますので、県証紙で受け入れるという形で行っております。

○当山勝利委員　よく自治体の中でいろいろな問題が起きたときに、現金で扱っていたことが問題になることが多かったですね。そもそも、県もずっとずっと昔は現金を扱われていたのかなと思うのですが、それはちょっとわかりませんが、それはいろいろあったと思います。そういう中において、行政としてはなかなか現金を扱うというのをやらなくなっていますよね、今は。そういうことも含めて、現金でそこを徴収されるということは、きちんとそこら辺も考慮されての上だとは思いますが、それはどうだったのでしょうか。

○大湾朝亮技術・建設業課班長　平成31年度からはセンターの自主事業となりますので、その手数料の受け入れについては、一応センターのほうで検討して、現金で受け入れるということになっております。

○当山勝利委員　県はそういうふうに移されるときに、そこら辺で何か県として助言とかなかったのですか。

○大湾朝亮技術・建設業課班長 センターのほうで自主事業として平成31年度からやっていくということで、センターのほうと調整する中で、センターのほうで手数料を受け入れるというところを検討する中で、利便性だとかそういったところも含めまして検討した上でそういうことを、今、現金で受け入れるという方向で進めております。

○当山勝利委員 あくまでもセンターのほうで決められたということなので、県としてはなかなかそこに意見を申し上げにくかったのかなという判断しかできないのですが、そのセンターというのは、どちらかという民間ではないですよ。どちらかという公共性が高いところですよ。そういうところにおいて、今までできるだけ現金で扱わないようにしてきたというのが今までの、私は流れだと理解していたのですよ。例えば振り込みにするとか、直接現金を扱うようにしないためにそれぞれ、県証紙であれ、そういうためにやってこられたと思います。間違いがないのが一番いいので、そこら辺は信用されてそうなったのかなと思います。この場の質疑は終わりますけれども、そこら辺はきちんと、県のほうからもこれまでの経緯も考えて、どうすべきかというのはアドバイスしていただきたかったかなと思います。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第5号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第32号議案包括外部監査契約の締結についての審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

金城弘昌総務部長

○金城弘昌総務部長 それでは、説明資料の6ページをお願いいたします。

議案のほうは少し飛びますが、議案書の80ページになります。

乙第32号議案包括外部監査契約の締結について御説明いたします。

この議案は、平成31年度の包括外部監査契約を締結するため、議会の議決を求めらるるものであります。

議案の内容は、契約金額の上限を1071万3000円と定め、契約の相手方を公認

会計士の友利健太氏とするものであります。

以上で、乙第32号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○**渡久地修委員長** 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第32号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

新垣光栄委員。

○**新垣光栄委員** 乙第32号議案に対して質疑を行います。

この包括外部監査の目的をお願いいたします。

○**茂太強行政管理課長** まず地方自治法のそもそもの法の趣旨から申し上げますと、いわゆる地方公共団体の監査機能の専門性、独立性の強化を図るとともに監査機能に対する住民の信頼を高めるという趣旨でございます。

○**新垣光栄委員** その信頼を高める中で、監査、そして監査の結果を報告するというですけれども、私も監査報告書、すばらしい報告書が上がってきているのはわかっているのですけれども、この指摘事項に関してどのような改善をさせていくかという対応をどのように執行部としては取り組んでいるのか。監査から、違法性のあるものに関してはすぐ対応できると思うのですが、監査から指摘を受けた改善点に関して、改善させていくための対策はどのようにしているのかということをお伺いいたします。

○**茂太強行政管理課長** そもそも毎年監査を行って、監査の指摘というか、監査結果として報告をしてもらっています。その監査結果として、指摘や意見等がございます。その中で、監査員に指摘を受けた、意見を受けたことに対して真摯に受けとめまして、各所管部局のほうで、これを改善していくという措置をとらせていただいています。それを総務部のほうに上げてもらって、総務部でこれが本当にできているのかどうか、そういったものも含めてチェックを入れて、会計監査員に提出して公開するという仕組みになっております。

○**新垣光栄委員** その中で、やはり一部の指摘だと思うのですが、全庁的に10年とか20年たってしまうそういう組織のあり方とか、運営、制度の改善とかのテーマを持った行政チェックというか、行政評価のテーマというのを取り上げる

ときに、誰がどのような判断でテーマ設定をしていくのか伺いたいと思います。

○茂太強行政管理課長 一義的にはこの監査人がテーマを決めることになっていきます。ただし、監査人については、我々執行部のほうに意見を聞くことはできるとなっております。

○新垣光栄委員 市町村では10年ごと、20年ごとに行政評価チェックということで、第三者の独立した専門的な組織を全庁的に入れて、業務のあり方、人間の配置等をチェックして、運用改善等に取り組んでいるところもあるのですが、私はそろそろ、今、沖縄21世紀ビジョン基本計画、次期構想に移るに当たって、今までの組織のあり方、人間の配置、農林水産部のほうが減っているとか、病院事業局は人員が足りないとか、そういうアンバランスの総合的なチェック、行政のあり方も、沖縄21世紀ビジョンに対応できる課、部がそのままいいのかとか、そろそろ行政評価しながらチェックしていく機能も、そのテーマ、それからそういう外部監査の中でできないものなのかと思っています。そういう外部監査の中で行政評価、行政チェックというのは今のところ考えていないのか、これからもそのままの状態を進めていくのか、新しい考えのもとでそういうことをやっていくつもりはないのか、考えをお聞かせください。

○茂太強行政管理課長 まず、今もし包括外部監査でということであれば、これはまさしく先ほど申したように、テーマは、監査人が決めるわけですから、例えば監査人が社会情勢、いわゆる県の執行体制、いろいろ問題あるねというのであれば、もしかしたらテーマとして上がってくる可能性はございます。ただ、我々から、これをテーマにしてくださいということはまずできないと。今まさしく組織の話とかされていますが、我々は、例えば今、行政運営プログラム、いわゆる行財政改革のはしりですといろいろな改革を進めてきているわけですが、外部の15名の委員を活用した行財政改革懇話会というものを設定して、その中でも組織定数とかいろいろなテーマがありますが、そういったものはいろいろ意見を聞いているところでございます。

○新垣光栄委員 全庁的にもうそろそろ、そういう改革の時期に入っているのではないかなと思っていますので、その辺も含めて考えていただきたいと思います。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第32号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第34号議案沖縄県教育委員会教育長の任命についての審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

金城弘昌総務部長

○金城弘昌総務部長 それでは、説明資料の7ページをお願いいたします。

議案のほうは、議案書83ページでございます。

乙第34号議案沖縄県教育委員会教育長の任命について御説明いたします。

この議案は、教育委員会教育長が平成31年3月31日に任期満了することに伴い、その後任を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

御提案いたしました平敷昭人氏は、沖縄県職員として教育庁財務課長や総務部長など要職を務めた後、平成28年4月から教育長に就任し、特別支援教育の推進、給付型奨学金の創設、沖縄県教育振興基本計画の後期改訂版の策定、学校現場における働き方改革の推進などに取り組まれるなど、その実績及び手腕は高く評価されております。

また、人格が高潔で、教育行政に関しすぐれた識見を有していることから、教育委員会教育長として適任でありますので、議会の同意を得て、引き続き任命したいと考えております。

以上で、乙第34号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○渡久地修委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第34号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

又吉清義委員。

○又吉清義委員 1点ちょっと経過報告を。例の安慶田前副知事の口きき問題について、その後の進展状況はどのようになっていますか。

○真鳥洋企人事課長 県としては、一応第三者委員会を立ち上げまして、そのときに退職手当も含めていろいろ検討した結果、2つほど争点がありました。1つは教育庁関係の人事のお話と、もう一つは採用試験のお話がありまして、人事については関与したということを経済委員会も認めたと。採用試験については、そこまでは認められなかったということで、決着がついております。今回、民事のほうでそういった形で結論は出ていますけれども、これ自体が直接県の判断に影響を与えるものではないということで。ただ、安慶田前副知事のほうからは退職手当の返納をしたいというのがございまして、今その手続については進めているところでございます。

○又吉清義委員 当時これに関しては、退職手当は上げるべきである、上げるべきではない。やはり裁判中だから今は凍結するべきだと、議会でもいろいろ議論されたわけです。そして安慶田前副知事が敗訴をしたと。もう敗訴して3カ月以上になるかなと思うのですが、その後、本当に返納されているのか、されていないのか、皆さんとしてどのような手続を踏んでいるかは、今の説明からすると把握はしていないと理解していいのかな。そういうふうにはしか受け取れないのですが、どのぐらい手続として進んでいるのか、本当に返納できるのか、できないのか、またどういう手続を踏んでいるかということなんです。

○真鳥洋企人事課長 今、前副知事の代理人宛てに納付書を送付しているところです。あとは入金待ちという感じになっております。

○又吉清義委員 納付書を届けてということは、具体的に何カ月目にやったのか、ごく最近やったのか、これはどのようになっていますか。今、納付書を送付したと言うものですか。

○真鳥洋企人事課長 1月31日付で納付書を送付しております。

○又吉清義委員 1月31日、あれからもう約2カ月ですか、たとうとしておりますが、現状はどうなっておりますか。

○真鳥洋企人事課長 入金については、今のところまだ確認できておりません。

○又吉清義委員 その辺は確認しておりませんかじゃなくて、お互い納付書には必ず期限がありますよね。そうすると、今、皆様方の納付書は、期限がない納

付書になっているのかな、確認ができないということは。

○真鳥洋企人事課長 今回のケースの場合、自主的な返納ということでございますので、まずは本人からの申出書、そういったお金を納めるという申出書が必要です。その申出書の提出をお願いしているところですがけれども、まだ少し税理士とかそういったところと調整があって、少し時間がかかっているということでございます。

○又吉清義委員 私が何を言いたいかと言いますと、やはり当時の教育長のときにこの問題が発覚したと。ですから議会では、やはりこれは裁判中だから、いろいろな凍結をするべきだと、今はおかしいのではないかと。しかし、これをいざ敗訴した場合どうするかとなった場合に、これは返納してもらったと、そういう説明があったかのような記憶があるものですから、教育委員会として、県としても。ですからあえて聞いているわけですよ。そういうのをこの平敷教育長にしろ、やはりしっかりと筋を通してもらわないと、県民からの信頼が得られるのかなと、例えば議会が認めてもですよ。そういうのを危惧するものですから、今これがどういう経過になっているかということをお尋ねしているわけでございます。これは当時—今、これは本人が払うか、払わないかの意思を尊重しなければならないという今の御説明のようにしか聞かえないのですが、本人が払う意思がない、いつ払うか全くわからなければ、県としてはそれに歩調を合わせるしかないのですか。

○真鳥洋企人事課長 退職手当の不支給とか返納とかという手続がありますけれども、これについては、まずは事実関係を、認定するという前提がございます。その事実関係がどのレベルかという、懲戒免職相当という前提がございますので、それを認定するという作業があります。過去に第三者委員会でそういった調査をした結果、そこまで認定するに至らないという結論がございます。ですから認定するに至るほどの証拠なり何なり、そこら辺が出てこないとなかなか難しいというところがございます。

○又吉清義委員 認定どうのこうのとおっしゃっておりますが、だからこそこれは法廷で争われて、法廷でやはり諸見里前教育長が正しかったと、安慶田前副知事のこれはやはり口ききがあったという判断が出たと思っております。皆さんとして、認定するのকাশないのか、やはり判断を仰ぐのに非常に言いづらい点があるということで、これはむしろ先送りになったのかなという気がする

ものですから。しかし、法廷ではしっかりとこれは口ききがあったということの判決が出たのだから、その場合には皆さん、第三者委員会を尊重するのか、法的機関を尊重するのか。今の答弁によりますと、この第三者委員会を主として判断して今取り組んでいるということになっているのかな。

○真鳥洋企人事課長　今回出ていた判決というのは、民事訴訟の判決でございます。まだ民事訴訟の結果の判決文とかは見えてはいないのですが、第三者委員会がやった調査を超えて何らかの明確な証拠が出ているとか、そういったものはつかんでおりませんので、現状では民事での裁判が出たからといって、退職手当上の懲戒免職相当のしっかりとした証拠があって、それでもって、免職相当だという結論が出せるとは考えておりません。

○又吉清義委員　余計なことかもしれませんが、ちょっと理解できないのですが、やめた人も懲戒免職できるのですか。

○真鳥洋企人事課長　やめた人は懲戒免職できないのですけれども、懲戒免職相当ということがはっきりすれば退職手当の返納をさせると、これは県サイドからですね。今回は本人が自主的に返納したいということだったのですけれども、そうではなくて、いろいろ手続があるのですが、それを踏んだ上で返納させるということになります。

○又吉清義委員　最後に、ぜひやはり次回も頑張ってもらうからには、こういうのをきっぱりとお互い区切りをつけたほうがいいと思いますよ、どうするのだというのを。そのほうが県民からの信頼性も非常に出てくるかと思います。

○渡久地修委員長　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○渡久地修委員長　質疑なしと認めます。

よって、乙第34号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第35号議案沖縄県教育委員会委員の任命についての審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

金城弘昌総務部長。

○金城弘昌総務部長 説明資料の8ページをごらんください。

議案は、議案書の84ページになります。

乙第35号議案沖縄県教育委員会委員の任命について御説明いたします。

この議案は、教育委員会委員1人が平成31年4月4日に任期満了することに伴い、その後任を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

御提案いたしました山里清氏は、平成27年から株式会社OCC及びナイス株式会社の顧問に就任し、企業活動を通じた人材育成や社会貢献に取り組まれるなど、組織の円滑な運営に携わっております。また、平成22年4月から平成24年3月まで沖縄県教育庁教育管理統括監として、平成22年度全国高等学校総合体育大会の開催や沖縄県教育振興基本計画の策定に尽力するなど、人格が高潔で教育行政への高い識見と実績があり、教育委員会委員として適任でありますので、議会の同意を得て任命したいと考えております。

以上で、乙第35号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○渡久地修委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第35号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第35号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者の入れかえ。あわせて執行部から答弁訂正の申し入れがあり、再開後に答弁訂正を行うこととした。)

○渡久地修委員長 再開いたします。

人事課長より答弁訂正の申し入れがありますので、発言を許します。

真鳥洋企人事課長。

○真鳥洋企人事課長 先ほど、私のほうから安慶田前副知事の退職手当の返納の件の際に、1月31日付で納付書を送付したという発言をいたしましたけれど

も、返納の申出書の依頼を出したということですので、納付書はまたその先の、後の手続になりますのでおわびして修正いたします。

○**渡久地修委員長** 次に、総務部関係の陳情平成28年第40号外7件の審査を行います。

ただいまの陳情について、総務部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

金城弘昌総務部長。

○**金城弘昌総務部長** それでは、総務部関係の陳情案件について、お手元にお配りしております総務企画委員会陳情説明資料により、処理概要を御説明いたします。A4の横のほうになっております。

表紙をめくっていただきまして、陳情一覧表をごらんください。

総務部関係の陳情は、新規陳情3件、継続陳情5件の合計8件となっております。

1、2及び4の継続審査となっております陳情3件につきましては、処理概要の変更はございませんので説明を省略させていただき、処理概要の変更がありました3及び5の継続陳情と、6から8の新規陳情3件について御説明いたします。

それでは初めに、継続陳情2件について御説明いたします。

3ページをお願いいたします。

陳情平成30年第58号社会福祉主事に関する陳情につきましては、今回、陳情処理への対応に進捗があったことから、処理概要の3段目に下線で示しておりますとおり、「なお、現状の任用資格のない職員の配置に対しては、社会福祉職の代替として配置する一般行政職等の職員の資格要件について厳格に精査して配置を検討した結果、次年度の定期人事異動を機に解消できる見込みです。」と、変更しております。

続きまして、5ページをお願いいたします。

陳情平成30年第94号福祉に関する事務所において社会福祉主事でなければならない所員について、速やかに社会福祉法違反状態を解消するよう求める陳情につきましても、下線部のとおり、処理概要の一部を変更しております。

こちらの陳情につきましては、先ほど御説明いたしました平成30年陳情第58号社会福祉主事に関する陳情と関連しており、変更箇所についても同様となっておりますので、恐縮ですが、変更後の処理概要の読み上げについて省略さ

せていただきます。

次に、新規の陳情3件について御説明いたします。

6ページをお願いいたします。

陳情第8号消費税率10%への引き上げ中止を求める陳情につきまして、処理概要を読み上げて御説明いたします。

消費税率の引き上げは、低所得者層ほど税負担が重くなる逆進性が高まるとの指摘があることを踏まえて、十分な配慮が必要であると考えております。一方、少子・高齢化がますます進展する中で、社会保障制度を支える安定的な財源の確保と財政の健全化を図る上で、消費税は重要な役割を占めていると認識しております。国は、低所得者に配慮する観点から軽減税率を導入するほか、あらゆる施策を総動員し、経済に影響を及ぼさないよう全力で対応することとしていることから、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

続きまして、7ページをお願いいたします。

陳情第16号消費税率10%への「増税中止」を求める陳情につきましても、先ほどの陳情第8号と同じ処理概要となっております。

次に、8ページをお願いいたします。

陳情第24号児童福祉司の適正な配置等に関する陳情につきまして、処理概要を読み上げて御説明いたします。

1、各児童相談所に配置する児童福祉司の必要数と任用資格は、児童福祉法第13条の規定により定められております。平成30年4月1日現在における各児童相談所の児童福祉司の必要数と、児童福祉司の任用資格を有する社会福祉士等の職員の配置については、中央児童相談所が必要数17人に対して配置数29人、コザ児童相談所が必要数13人に対して配置数20人となっており、基準上適正な配置となっております。

以上、総務部所管の陳情について御説明いたしました。

御審査のほど、よろしくをお願いいたします。

○渡久地修委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔をお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

比嘉瑞己委員。

○比嘉瑞己委員 新規の陳情第24号について伺います。児童福祉司の配置についてですが、処理概要によりますと、決められた数よりも基準以上の配置になっているということですが、ただ、この基準が果たして今の実態に合った基準なのかというところで疑問があります。それで少し伺いますが、沖縄県における相談対応件数の直近の推移をまず教えてください。

○大城清剛青少年・子ども家庭課班長 平成29年度に本県の児童相談所が処理した児童虐待の相談件数は691件になっております。前年度の713件に比べ22件減少している状況です。

○比嘉瑞己委員 それで、この児童福祉司1人あたりに換算すると何件の相談件数を受け持つことになりますか。

○大城清剛青少年・子ども家庭課班長 児童福祉司1人あたりが持つケース数が両児童相談所合わせた平均が43.7件となっております。

○比嘉瑞己委員 ケース数というのがよくわからないのですが、ちょっと説明をお願いします。

○大城清剛青少年・子ども家庭課班長 虐待以外も養護とか非行とか施設入所児童等もいまして、それらも全て含めて計数としてカウントしております。

○比嘉瑞己委員 それがさっきの数字ですね。

○大城清剛青少年・子ども家庭課班長 そうですね、43.7件ですね。

○比嘉瑞己委員 私が調べた限りでは、全国平均が40.5件ということになっていました。それから見ますと、沖縄県の43.7件というのは全国平均よりは多い、受け持つ対応件数になっていると思います。皆さん処理概要では適正だとなってますけれども、実際現場の皆さんの声を聞きながら十分だと思われているのか、今後の計画があるのであれば教えてください。

○大城清剛青少年・子ども家庭課班長 先ほど、委員が全国で40.5件とおっしゃっていましたがけれども、実はこの基準のほうが全国それぞれ一定していない

部分がありまして、例えばどの時点で件数を数えるかとか、あるいは県によっては一定の時点ではなくて、1年間の総数を児童福祉司の数で割るとか、そういう算定をしているところもありまして、単純に比較できない部分がありまして、全国的にも沖縄県は多いのか少ないのか、ちょっと判断しかねる部分が厳密にはあります。それで、国のほうが昨今のこの虐待事件の件とかを受けて、児童虐待防止対策の体制総合強化プランという、計画を立てていまして、その中で、現在、児童福祉司の配置基準が管轄人口4万人に1人となっておりますけれども、3万人に1人にするという見直しの方向性を出してございまして、本県においては人口3万人に1人であればまだまだ足りないという部分がありますので、今後体制強化を図っていかなくちゃいけないと考えております。

○比嘉瑞己委員 国が示しているその強化プラン、3万人に1人となると、あとどれぐらい不足になるのですか。

○大城清剛青少年・子ども家庭課班長 現在、児童福祉司は49名、両児童相談所で配置されておりますけれども、新しい基準では54人となると考えています。

○比嘉瑞己委員 国も基準を見直して、目標数値を書きかえています。この54人の確保のために、沖縄県は計画を持っていますか。

○金城弘昌総務部長 先般の千葉での虐待の死亡事件がございまして、強化プランが打ち出されたところでございます。具体的にこれから政令の改正等々がある中で、当然、児童相談所の体制強化を図っていかないといけないということになると思いますので、それをしっかりとらみながら、いろいろ関係部局と調整して、その人員配置についても対応していきたいと考えています。

まだ具体的にどういう形でいつまでにとというのは、明らかになっていませんので、それが明らかになり次第、関係部局と連携して取り組んでいきたいと思っております。

○比嘉瑞己委員 早急な対応を願いたいと思います。それとまた、この児童福祉司を実際雇っても、経験年数が浅いというところに課題があると聞いています。実態を把握していたらでいいのですが、例えば3年未満という経験の方がどれぐらいの割合いるとか、そうした経験年数の構成はわかりますか。

○大城清剛青少年・子ども家庭課班長 平成30年4月1日時点で、児童相談所

の経験年数が3年未満の児童福祉司の割合が37%となっております。

○比嘉瑞己委員 割合としては高いと思いますので、やはりこの計画的な採用、またスキルアップを県全体で取り組んでいただきたいと思います。もう一つ聞きたい。先ほどの相談対応件数ということで聞いたのですが、この中には通報件数も含まれていますか。

○大城清剛青少年・子ども家庭課班長 児童虐待の処理件数ということで、通報件数が全て含まれているわけではありません。

○比嘉瑞己委員 この通報件数がわかれば教えていただきたいのと、どこから通報があるのか、この割合とかもわかればあわせて示してください。

○大城清剛青少年・子ども家庭課班長 平成28年度で受付件数の総件数が4315件になっておりまして、そのうち多いほうからいきますと、一番多いのは福祉事務所からの送致または通知等ということによって908件、続いて、都道府県や市町村関係からの通告ということによって856件、そして家族、親戚からの相談ということによって787件、そして警察からの通告ということによって731件となっております。

○比嘉瑞己委員 対応した件数が691件、700件前後で、実際には報告、通告が4000件以上あるという意味では、体制は全然、国が新たなプランを出したとしても十分ではないと思います。そういった意味では、その54人一国が示す基準ですけれども、それにとらわれることなくしっかりと対応が求められると思うのですが、最後に担当の皆さんの見解と、あと部長の決意まで求めたいと思います。

○大城清剛青少年・子ども家庭課班長 先ほどの4315件というのは、全て虐待の相談というわけではなくて、児童相談所はいろいろな、非行もありますし、障害の相談とかもあります。それを全て含めて4000件となりますので、虐待相談はもう少し少ないかとは思っています。

○比嘉瑞己委員 それが虐待につながる可能性もあるから児童相談所に来るわけなので、逆に決してそれを見逃さないような体制が今問われていると思いま

す。そのほかにも、この児童虐待をめぐるのは一本当はもっといっばい質疑したいのですけれども、今、児童福祉司に限って質疑させていただきました。それ以外にも、例えば児童心理司のことはどうなのかとか、一時保護所の問題等々もあると思いますので、そういったことも含めて対策が今求められていると思います。部長、改めて部長の見解をお聞かせください。

○**金城弘昌総務部長** 児童虐待での一番最優先すべきは、子供の命が最優先事項ということで、この間、恐らく虐待の死亡事件が出るたびにいろいろな検証結果があって、体制の強化等が求められているところでございます。その中で、今回、国も動き出して人口当たりの配置数を見直すということでございますので、県としてもそれにしっかり対応すべく、体制強化に努めていきたいと思っております。

○**渡久地修委員長** ほかに質疑はありませんか。
当山勝利委員。

○**当山勝利委員** 陳情平成30年第94号の処理概要について伺いますけれども、これはもう解消できる、ここに指摘されていることはこのような対応でもう解消されるということでしょうか。

○**真鳥洋企人事課長** 今度の4月1日の定期人事異動で解消できるということでございます。

○**当山勝利委員** あと、根本問題の社会福祉士の件は、陳情平成30年第58号かな、変わってはないのですけれども、平成34年まではどうしてもかかるということでしたが、これは早くなるということはありませんか。

○**真鳥洋企人事課長** やはり一遍に採用するということになりますと、年齢的な分布の問題とかもございますので、計画どおり進めていきたいと考えております。

○**当山勝利委員** もう一度確認ですけれども、これはそもそも違法状態だったのかどうなのかということと、それはもうそうではなくなるということなのか、その点だけちょっとお伺いします。

○真鳥洋企人事課長 社会福祉士という資格であれば、先ほどの児童虐待のものとかも処理できる資格ではあるのですけれども、そうでなくても社会福祉主事という三科目主事とかいろいろな制度がございまして、今現在、社会福祉職だけでは足りないのですけれども、そういった代替できる資格を持っている人を充てることで、本来法が求めている体制はもう4月1日から解消できます。それ以上に社会福祉主事の採用もやりたいということもあって、それは計画的に進めるということでございます。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。
仲田弘毅委員。

○仲田弘毅委員 先ほどの答弁の中で、児童福祉司1人当たりの件数で沖縄県が43.7件、全国が40.5件、残念ながら件数の数え方、その基準が違うんだというお話がありましたが、その基準の違いあるいは件数の数え方の違いというのは、何がどういうふうに、違いの原因、要因になっているのですかね。

○大城清剛青少年・子ども家庭課班長 国のほうが統一した基準を定めたらよろしいかと思うのですが、国のほうもそういう、各県に数えて報告しなさいとか、そういうこともまだ求めている状況でして、各県それぞれの判断で数えているという状況があるのだと考えています。

○仲田弘毅委員 今回の千葉県の子原さんの死というのは、これは沖縄県も無関係ではなくて、この事件の発端は沖縄県から始まったと言われてもおかしくないわけですが、ただ、児童相談所で要保護で保護したにもかかわらず、帰してこの状況になったということは、お互い大きな反省をしなければならないと考えています。今、国も、国会でもって虐待防止法も含めて、児童福祉法、全部改正していくというのですが、この基準の違いでもってあるいは学校と警察と児童相談所、そのおのおのの縦割り社会の中で共通認識を持たなくちゃいけないところで、そごがあつてこういったことになっていることは間違いないと思います。ですから、やはり実効性のある、実現性のある法改正をしっかりとやっていかないと、こういった事象は今後とも起こると考えています。例えば具体的に少年犯罪防止法というのを罰則を強化してやったのですけれども、少年犯罪が減らないというのは、やはりそこに大きな根っこがあるのではないかと考えています。今回この虐待防止法等が改正されて、それが実際に動いていくときには、全国一律基準をある程度持って対応していく。例えば件数一つ数え

るにも違いがあるとか、あるいは要保護、この子供は今緊急で保護しなくてはいけないというのも場所によって全然感覚が違うとか、こういったことがないように、ぜひ頑張っていたきたいなど、このように考えています。ひとつ頑張ってください。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。
上原章委員。

○上原章委員 同じく陳情第24号ですけど、人事の配置というところで、処理概要は適正配置となっているということになっております。先ほど来、委員からもありましたけど、実は私、会派でちょっと中央児童相談所を視察させていただきました。現実問題、本当にこういった残念な痛ましい事件が起きて以降、相当な一時保護やいろんなそういう相談が関係機関から来ていると聞いております。それは総務部も理解して、認識していますか。

○金城弘昌総務部長 この事件を受けてというわけではないですが、知事も2月定例会のときに、率先して中央児童相談所の現状の把握に行っておりますので、私どもとしても当然ながらそのことについては認識しております。また、関係部局とも常日ごろからその体制については意見を交わしてもらっていますので、そこもしっかり認識しているところでございます。

○上原章委員 これまでも沖縄県内の児童相談所の取り組み、非常に頑張っていると、本当に最大の評価をしますけれど、1日数百件問い合わせもあるというぐらい、今あちこちから受けているというのも聞いております。そういう意味で本当に一時保護の一沖繩市に2つ目の一時保護所ができて、非常に評価はしているのですが、ぜひこの一時保護、本当に守らなくちゃいけないその命というか、そういったのが児童相談所の重要な役割になっているのですよね。そういう意味では、その人事の配置というものが、皆さんの適正な配置になっておりますという、この現場との乖離が非常にあるような気がするのですが、それは部長、どうですか。

○金城弘昌総務部長 陳情の趣旨が、法13条を指摘しているものですから、それで国が定めている基準での書きぶりになっています。ただ、先ほど、比嘉委員からもありましたけど、今ちょうど緊急強化プランで、国自体がいわゆる配置制度の見直しを考えているようですので、そこに県としても適切に対応して

いくということになるのかなと思います。

○上原章委員 特に非常に専門性が問われる部署になっておりますので、その人材の確保というのはぜひお願いしたいと思っております。1点だけ。今、人事配置について、この機関というのは、一時保護をする子供を守る側の部分と、あと保護者を指導しなくちゃいけない、非常に相反するような機関ですよ。そういう意味では、担当職員のある意味ではケアというか、非常にやはり余りの内容の重さということで、御本人、一人一人の職員のケアが非常に重要だなということで、このお仕事を通して、非常に心理的な、また非常に心身のダメージが大きいというところ、私どもも視察して感じたのです。その辺のケアも総務部としてもしっかりやっていただきたいと、一応要望ですが、ちょっと御意見あればお聞かせ願えますか。

○大城清剛青少年・子ども家庭課班長 増加する児童虐待相談や困難ケースへの対応など、児童相談所の職員の負担は大変重いものだと認識しております。そのため、現場において常に複数の職員で業務に臨んで、担当者が一人で抱え込まないように留意しているところです。また、スーパーバイザーや嘱託弁護士、外部専門家を配置して、困難ケースに対して適切な判断、専門的な助言等を受けることにより、職員の負担軽減を図っていきたいと考えております。

○上原章委員 特に深夜、結構待たなしで助けを求める、いろいろな一県警もそうですけど、連絡があるそうです。そのときに対応できる職員が、どうしても数時間かかるわけです、現場に行くのに。ですから、その辺の配慮というのも非常に重要だと思っておりますので、よろしくお願いします。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 質疑なしと認めます。

以上で、総務部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員の入れかえ)

○渡久地修委員長 再開いたします。

次に、乙第6号議案沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、企画部長の説明を求めます。

川満誠一企画部長。

○川満誠一企画部長 それでは、企画部所管の乙第6号議案について御説明申し上げます。

議案は、冊子の平成31年第2回沖縄県議会（定例会）議案（その3）の30ページにございますが、説明は、お配りしております平成31年第2回沖縄県議会（2月定例会）乙号議案説明資料にて申し上げますので、そちらをごらん願います。

説明資料の1ページをお開き願います。

乙第6号議案沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

この議案は、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、個人番号を必要な限度で利用することができる事務に、生活保護法の規定に準じて外国人に対し行う進学準備給付金の支給に関する事務を加える等の必要があることから、本条例を改正するものであります。

概要について御説明申し上げます。

県が独自に個人番号を利用できる事務に、生活保護法の規定に準じて外国人に対し行う進学準備給付金の支給に関する事務を追加いたします。また、高等学校等の生徒又は学生の保護者等に対する奨学給付金の支給に関する事務を処理するために必要な限度で利用することができる特定個人情報に、生活保護法による進学準備給付金の支給に関する情報及び外国人に対し行う保護の実施等の情報を加えるものであります。

この条例は、公布の日から施行する予定であります。

以上で、乙第6号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○渡久地修委員長 企画部長の説明は終わりました。

これより、乙第6号議案に対する質疑を行います。

質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

また、この際、執行部の皆さまに申し上げます。

答弁に際しては、要点をまとめ、要領よく行い、円滑な委員会運営が図られるよう御協力をお願いいたします。

質疑はありませんか。

比嘉瑞己委員。

○比嘉瑞己委員 今回、進学準備給付金や生活保護法の関連でということですが、このマイナンバー制度ですけれども、番号は国民全員に振り分けられましたが、実際のそのマイナンバーカードですか、カードの普及はどのようになっているのか、全国との比較も教えてください。

○松永享市町村課長 マイナンバーカードの普及率ですが、平成31年の2月末現在でお答えしますと、沖縄県が10.3%、それに対しまして全国が12.8%となっております。

○比嘉瑞己委員 まだ1割の人たちにしかカードはないということで、当初から批判も多かった制度ですが、一番懸念されるのがプライバシーの権利の保護だと思います。今回の件でも取り扱うことになるわけですが、このプライバシーを守る手だてというのはしっかりととられているのか、確認させてください。

○金城清光総合情報政策課長 委員御質疑のプライバシーの確保という点ですけれども、まずマイナンバーカード自体には個別の個人情報が入っておりませんので、しかも不用意にそれを第三者が読み解こうとすると内容が破壊されるといった防護策が既に講じられております。また、マイナンバーを取り扱う部署、担当者においては、パスワードですとかセキュリティーを確保するためのカード等によって二重にセキュリティーが保護されていること。特に、県を含めた行政機関のネットワークは通常のインターネット回線とは別の、LGWANと呼ばれる地方行政の通信環境において事務を行っておりますけれども、こういった番号系の事務については、さらにそことも分離をした世界で運用がなされてございます。

○比嘉瑞己委員 絶対に情報漏えいがないように、また職員の意識もしっかりと維持してほしいと思います。今回のこのシステム等の対応で、財政負担とか

もあるのでしょうか。

○金城清光総合情報政策課長 こうしたマイナンバーカード運用に関しては、いわゆる内製を行っているシステム、開発については国からの補助が以前ございました。

○比嘉瑞己委員 どちらにせよ国民の税金になりますので、普及率が1割。住基ネットもつくったけれども、結局今ではなかなか活用されていないと思いますので、これからも監視を続けたいと思います。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。

又吉清義委員。

○又吉清義委員 改正前は就労自立給付金というだけですが、改正後はマイナンバーカードをすることによって進学準備給付金の支給もできる形になっているのですが、こういうふうにマイナンバーカードをつくることによってワンランク上がったという理由はどの点にあるのですか。

○金城清光総合情報政策課長 委員御質疑のような事務が、番号法あるいは条例において対象の業務として今後も追加されていくと思いますけれども、もともと事務自体は、各県、各部署において行っている既存のものでございます。

この条例で定めることによって、住民は当初出した書類を事後の手続において二重に出す必要がなくなるという点。また、行政機関においては、こうした事務を省略できるという点で効率化が図られるという点で、住民サービスと行政の効率化という点ではより前進したというものでございます。

○又吉清義委員 改正前は進学準備給付金という制度は入っていないくて、これがもともとこの分野には入っていないけど、教育委員会にあるものをここにまた乗せかえといいますか、そうなったと理解してよろしいですか。

○金城清光総合情報政策課長 委員おっしゃるように、業務自体は知事あるいは教育委員会が行う業務としてかつてからあったもの。ただし、その手続に際して、住民は二重に書類を提出する必要がない部分が出る、省略できるということと、行政のサービスとして効率化が図られているという点が変わったところでございます。重ねて、今御指摘のように、給付の事務が変わったというと

ころではございません。

○又吉清義委員 済みませんね、ちょっと勉強不足で知らなかったのですが、例えば生活保護を受けている方、日本人でもまだまだ少ないぐらい、涙をのんでいる方がいるのですが、手続きがわからなくて。だから、そういった方を考えた場合に、外国人が生活保護を受けられるのは、例えば来て何年目でできるのか、どのような条件でその手続きができるか、この辺ちょっと初耳なものですから、その点についてちょっと御説明していただけませんか。

○宮城和一郎福祉政策課福祉支援監 委員御質疑の件ですけれども、まずは御案内のとおり、生活保護法で生活保護は全般的に規定されていますけれども、その1条で対象が日本国民、日本国籍を有する者であるわけであります。これが、昭和25年の制定の法律ですね。そしてその後、昭和29年に法律ではなくて生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置についてという旧厚生省の社会局長通知がございまして、永住権などを持つ者には合法的に日本国内に居住する者であることから、その方々が困窮状態に陥る場合は同様に、日本国民と一緒に生活保護を支給するという事になったわけであります。具体的に言いますと、対象となるのは永住者、それと日本人の配偶者など、それと永住者の配偶者など、そして定住者。そして、実際この外国人へ生活保護を受給するのは、近畿地方あたりが多いのですけれども、在日韓国人の方とか在日朝鮮人の方々ということになります。ただし、その規定された権利を持つ方々は入国して何年とかそういうものではなくて、そういった永住者、日本人の配偶者等の身分を有したときから必要があれば生活保護を受給されるということになります。

○又吉清義委員 人を助けることは別に反対はしないのですが、今この労働力不足でいろいろな方々がやってきますよね。そして、例えばそこに永住することが決まった場合に、今は永住何年とかそういうのは関係なく、永住条件を満たせば、極端に言えばもうこれは生活保護が受けられる、そういった安易な法律なのかと思って、それを詳しく知りたくて聞いている次第です。要するに、そういった永住することが認められて生活保護をこういうふうにして、もう受けやすくなったと理解していいのかな。

○宮城和一郎福祉政策課福祉支援監 先ほども説明がありましたように、マイナンバーを利用することによって事務の効率化とか、利用する方々の受給までの期間が短縮することなどが期待できます。そして、委員御案内のとおり、生

活保護というのは最低限度の生活を保障するもので、必要がある方々には原則的に支給しているところです。繰り返して恐縮ですけれども、在日韓国人の方とか在日朝鮮人の方、歴史的な経緯とかあります。そして、また本県では、例えば戦時中に男性がフィリピンに渡って、向こうの方と結婚して沖縄に戻ってきたのだけれども、沖縄県民の旦那さんのほうが先に亡くなったとか、残された奥さんのほうが生活に困って生活保護を受給しているということがありますので、外国人は当然、沖縄県内の方と結婚等した方々の生活の保障に役立っていると理解しております。

○又吉清義委員 だからそれは、よく理解できます。外国人と結婚して、例えば本当に事情があって、女手一つで子供たちを育てていかないといけないとか、そういうのも実際目の当たり、よく見えていますから、別にそれはもともと構わないかと思うのですが、非常に気になるのは、本当に外国人としてそこに労働者として来て、永住条件を満たして、今の説明からするとその方々もそれに適用されていくのかなど。ですよね。十分合致するのかなどと思って、それをどのようにお考えですかということを知りたいです。

○宮城和一郎福祉政策課福祉支援監 済みません、ちょっと説明不足でした。委員おっしゃるように、例えば介護福祉士の資格を取るために、ベトナム等から沖縄県内に留学してきている学生さんが何名かいらっしゃいます。そういった方々は留学生という在留資格なので、生活保護の対象にはなりません。ただ、介護福祉士の資格を取得すると、介護とかそういう要件が与えられますので。私の手元にあります在留資格は、永住者、配偶者、定住者等となっておりますので、恐縮ですが、そういった他国から労働力を供給するために来た方々は、生活に困っても生活保護の対象にはならないと理解しております。

○又吉清義委員 理解は非常に結構ですが、生活に困っているかどうかは誰もがいざ、なってみないとわからないものですから、この5年、10年先を見ないとですね。あともう一つ。意地悪な質疑で済みません。今、配偶者は女性という立場でお互い見っていますが、逆になった場合はどうなりますか。

○宮城和一郎福祉政策課福祉支援監 配偶者は特に性別は規定されていません。

○又吉清義委員 また後で詳しく調べてから、また次回に聞いてみたいと思

ます。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。

花城大輔委員。

○花城大輔委員 今回の又吉委員の質疑に関連して1点だけ確認をお願いします。永住者として認知される要件は何か決まっているものがあるのでしょうか。

○宮城和一郎福祉政策課福祉支援監 恐縮ですが、今手元に持ってきました資料では、永住者は法務大臣が永住を認める者という要件だけ調べてまいりまして、さらにその細かい要件までは、手元にございません。

○渡久地修委員長 休憩いたします。

(休憩中に、執行部から花城委員に対して担当部署に関する情報提供があった。)

○渡久地修委員長 再開いたします。

當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 今回の関連してではあるのですが、先にこの番号法のことだからと言われたら質疑しにくくなるんだけど、外国人の定義ってもう一回教えてくれる。

○宮城和一郎福祉政策課福祉支援監 日本国籍を有しない者が外国人と一般的に定義されていると認識しております。

○當間盛夫委員 例えば。

○宮城和一郎福祉政策課福祉支援監 例えばアメリカ国籍を有する者、フィリピン国籍を有する者。国によっては複数の国籍を有する国家もあると思いますが、一般的には一国で、日本の場合は大体日本国籍を我々一般的に有しておりますけれども、それ以外を外国人と定義していると認識しております。

○當間盛夫委員 だからさっきから、ここから上がってくるのが、例えば留学

だとか不法だとか、そういう部分でいる皆さんも外国人なわけよね。だから皆さんの先ほどの答弁は、例えば戦前からいらっしゃるその在日韓国の皆さんとか、そういう部分の認識でいるのか、例えばこの定義の出されたものが今度の外国人の就労の特定技能1号だとか、それを見据えてこの部分をやろうとしているのかというようなものが、皆さんの今の説明ではわからんわけですよ。だから、これを見据えてやっているのですか、このものはと。でもマイナンバーということだから、住民登録していないとだめよね、マイナンバーが必要ということになってくると。その辺を皆さん、ただ、この外国人とって今の定義で話をするともっとちんぷんかんぷんになるのです。言ったように、じゃあ不法で入ってきた人たちも外国人だから、その皆さんが例えば住民登録しておけば、生活保護を受けられるのと。そうではないでしょう。例えばその皆さんが生活保護を受けたら、進学準備給付金の支給が受けられるのというのもあるだろうし。皆さんが言っているように、例えば在日韓国人の、フィリピン人のそういう皆さんとってくると高齢者だよね。高齢者の皆さんの部分で、何でその進学準備給付金の支給がこれについてくるのというのが、どうももう一つ説明が足りないような感じがあるわけさ。その言われる外国人のということであれば、マイナンバーを登録してそのことがわかりやすいように、その外国人のという部分で、皆さんが事務的にこれをやる部分での整理ではあるけど、この定義って何なのということであるわけさ、その外国人という部分の。登録されているものがどういうことなのかということをおちょっと説明してもらわないと。

○松永享市町村課長 外国人のマイナンバーカード作成というところから御説明していきたくと思いますけれども、まずマイナンバーが付番される方々というのは、住民基本台帳制度の対象で住民票を作成している場合が、そのマイナンバーが付番されるということになります。それとその外国人、どういう方が住民票を作成されるかというところですが、ちょっとさかのぼりますと平成24年の7月までは外国人登録法というものがございまして、それに登録されている情報を行政はサービスとして活用をしていたというのがかつてありまして、平成24年7月に在留情報の一元管理ということになりまして、外国人登録法が廃止になってございまして、それに置きかわる形で、平成24年7月からは住民基本台帳法が改正されてございまして、その改正住民基本台帳法の施行に伴いまして、それ以降はその外国人は住民基本台帳制度の適用対象ということになってございまして、そして、その適用対象となる外国人という者はどういう方々かというところですが、それは例えば三月を超える中長期の在留者で

ありますとか、あるいは特別永住者といった方々がその対象になって住民票の中に登録されると。その皆さんがカードの発行対象になるということになってございます。

○**當間盛夫委員** ある程度理解できました。これ、基本的に今度、この4月1日から施行される単純労働って言ったらとおかしいんだけど、外国人受け入れの特定技能1号に絡めての話では全くないんだよね。今言われる部分のものを、あくまでも事務的な部分で、マイナンバーを利用できる事務にその進学準備給付金をやるんだとか、県のその情報連絡のものとしてこの外国人に対する生活保護の情報関係を取得することができるという、その部分という認識でいいわけですよ。今度の特定技能1号云々という部分の類いではないということ認識しておいていいのかな。どうなの、部長。

○**川満誠一企画部長** 基本的には委員が御指摘のとおりでございまして、先ほど総合情報政策課長から御説明申し上げましたが、既に存在する事務もマイナンバーを勝手に利用できないものですから、これを限定適用して、こういうものについては利用できるというような改正の趣旨でございまして、内容について変更があるものをこの条例によって確認するという性格ではございません。

○**渡久地修委員長** ほかに質疑はありませんか。
仲田弘毅委員。

○**仲田弘毅委員** 大体同じ内容で。議案の説明に来られた担当の方にもお話し上げたのですが、これはいつごろから沖縄県は適用されたのですかというお話だったのですが、どうですか。この議案説明の真ん中の枠の中にある改正というところを見えています。余りに小さすぎて文字が読めなくて、拡大したものを読んだら、生活保護の—これは昭和25年法律第144号の規定によりと載っているわけですよ。これは昭和25年というと沖縄県はまだ琉球政府時代で、そのころから適用されていたということなのではないでしょうか。

○**宮城和一郎福祉政策課福祉支援監** 委員、今御指摘のとおり、法律は昭和25年です。そして、外国人に適用された根拠となる旧厚生省の通知は昭和29年とありまして、復帰以前から生活保護法は沖縄にも適用されております。

○**仲田弘毅委員** 部長、おっしゃるように、いろいろな担当部局、国において

も厚労省とかみんないろいろまたがっているわけですよ。この進学準備給付金とかあるいは生活保護に関する事、沖縄県民、140万県民でわかる人、そうたくさんいないと思います。ですから今、マイナンバーで何でこれなのかということをつじつま合わせるのもう精いっぱいという感じですよ。これはよっぽど担当部局は、この啓蒙に対して一生懸命頑張らないと、マイナンバーとかじゃなくてそういったシステム、そういった生活改善も含めてどんなですか、担当部長として。

○川満誠一企画部長 我が部がその行政事務の、今御指摘の福祉に関連するものであるとか、教育に関連するものはちょっと所管ではないのでお答えをいたしかねるのですが、委員の御指摘の趣旨は持ち帰って伝えたいと考えます。

○仲田弘毅委員 実は文科省へ電話入れたのですよ。そうしたら外国籍の子供で、日本国籍がないわけだから、義務教育の対象にはなりません。だから学校に行けるはずのない子供たちに、この就学準備給付金が何で適用されるのかなということもあったわけです。しかし、今、文科省が答弁しているのは、あくまでも新しい法律で外国人材を受け入れるときの対象として、文科省は今一斉に外国籍の未就学の児童生徒の調査に入っているのですよ、今ちょうど。全国で8万何千名の子供たちが未就学云々という、これはまだ仮の調査ですが、そういったこともあるものですから、それとごっちゃになって、ちょっと誤解を招くところもあるのではないかなと思って、今そういったお話をさせていただきました。

○渡久地修委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第6号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者の入れかえ)

○渡久地修委員長 再開いたします。

次に、企画部関係の陳情平成28年第67号外10件の審査を行います。

ただいまの陳情について、企画部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

川満誠一企画部長。

○川満誠一企画部長 それでは、企画部に関する陳情案件につきまして、お手元の総務企画委員会陳情に関する説明資料により、処理方針等を御説明申し上げます。

表紙をめくっていただきまして、陳情の一覧表がございます。

企画部関係は、継続陳情が10件、新規陳情が1件となっております。

前回の処理方針に変更のない陳情につきましては説明を省略させていただき、変更のある陳情について御説明申し上げます。

8ページをお開き願います。

陳情平成29年第94号南部離島町村における平成29年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情につきまして、処理方針に変更がございます。

変更した箇所につきましては下線で示しております2について、修正を行っております。

修正した2について読み上げて、御説明にかえます。

2について、「南北大東島における超高速ブロードバンド環境の実現に向けて、県は平成31年度から沖縄本島と北大東島を結ぶ海底光ケーブルの整備に取り組んでまいります。」に修正いたしております。

10ページをお願いいたします。

陳情平成29年第106号情報通信の格差是正に関する陳情につきまして、処理方針に変更がございます。

変更した箇所につきましては下線で示しております。

2段落目及び3段落目について、修正を行っておりますので読み上げて御説明申し上げます。

「大東地区における海底光ケーブルのループ化は、海洋部の急峻な地形による技術的難易度の高い工事であることが見込まれるため、段階的かつ確実に進める必要があると考えております。県としては、沖縄本島から北大東島への通信基盤の整備を先行し、引き続き、大東地区の情報通信環境の高度化・安定化に取り組んでまいります。」に修正しております。

14ページをお願いいたします。

陳情平成30年第44号平成30年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情につきまして、処理方針に変更がございます。

変更した箇所については下線で示しております。

2、3、4、5について、2段落目、3段落目及び5段落目の修正を行っておりますので、読み上げて御説明を申し上げます。

「このような取り組みを進めてきた結果、阿嘉島、慶留間島、小浜島、黒島、波照間島及び西表島の一部地域は、超高速ブロードバンド環境の整備が完了し、民間通信事業者によるサービスが提供されております。下地島及び竹富島については、計画に基づき、今後、整備を進めていく予定であります。南北大東島については超高速ブロードバンド環境の実現に向けて、県は平成31年度から沖縄本島と北大東島を結ぶ海底光ケーブルの整備に取り組むとともに、津堅島、久高島、西表島船浮地区、新城島及び鳩間島については、県として、関係自治体及び民間通信事業者と連携し、今後ともさまざまな方法によって情報格差の是正に取り組んでまいりたいと考えております。」に修正しております。

次に、新規陳情について御説明申し上げます。

17ページをお願いいたします。

新規陳情1件の要旨及び経過・処理方針等を記載してございます。

陳情第3号T P P等に関する陳情につきまして、処理方針を読み上げて御説明申し上げます。

1について、平成30年12月30日に発効したT P P 11は、関係諸国の間で長期間にわたる交渉を経て成立した国家間の協定であり、我が国においても国会での議論を経た上で承認されたものであります。

また、国は総合的なT P P等関連政策大綱に基づき、地方自治体からの意見や要望を踏まえ、食の安全・安心を初めT P Pが国民生活に悪影響を及ぼさないよう各種施策を実施することとしております。

県としては、今後とも我が国と世界各国との自由貿易協定の動向について情報収集に努めるとともに、T P Pが県民生活に与える影響について注視してまいります。

以上で、企画部に関する陳情案件の処理方針等の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○渡久地修委員長 企画部長の説明は終わりました。

これより、各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

当山勝利委員。

○当山勝利委員 陳情平成29年第106号について伺います。北大東のほうには超高速ブロードバンドも敷設されるということで総務企画委員会で視察して見たところです。まず、それがいつまでで工事が終わるのかということと、もう一つ、ループ化については段階的かつ確実に進める必要があるということは、確実に今後も進められてループ化をするということでもいいのか、この2点をお伺いします。

○金城清光総合情報政策課長 沖縄本島から北大東島への整備につきましては平成31年度に調査設計、平成32年度、平成33年度でいわゆる整備工事を行うこととしております。また、ループ化につきましては委員御指摘のとおり確実に進めるということですので、これまでの課題を整理しつつ、次の計画として準備をしていきたいと考えてございます。

○当山勝利委員 先の話になるので、なかなか今すぐ答えられるとは思わないのですが、財源的なものは今までは一括交付金でやられていたと思うのですが、それ以降になるとどうなるかわかりませんが、財源的なものについては、それも要検討ということでしょうか。

○金城清光総合情報政策課長 予算を含めて、財源を含めて検討課題であると考えております。

○当山勝利委員 わかりました。それぞれ線が引かれているだけの話で、間は電波で飛ばしているわけですが、状況が悪いとその電波も途切れ途切れになるということです。デジタルの場合は途切れると、データ欠損になるとふぐあいが生じてしまうので、十分なパフォーマンスが得られなくなるというのが常識ですので、ぜひループ化のほうも含めて頑張ってくださいと思います。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。
 當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 今の海底光ケーブルに関連してですが、これはいつから始まりましたか。

○金城清光総合情報政策課長 先島地区の海底ケーブルの整備が平成25年度から。その後、超高速ブロードバンドを整備するという事業が平成28年度から進んでございます。

○當間盛夫委員 これは例えばと言ったらあれですけど、そもそもは民営、民間がやるべき事業になるのですか、どうですか。

○金城清光総合情報政策課長 本来通信サービスは民間事業者において提供されるべきと考えておりますけれども、離島地域ですとかそうした部分についてはなかなか民業では入っていけないと、整備ができないという部分がございます。先島の海底光ケーブルのループ化、それから離島市町村の面整備というところを検討して実施してまいりました。

○當間盛夫委員 この光ケーブル、この更新時期と言うの、耐久年数、それはどういう形になる、どれぐらいもつものなの。

○金城清光総合情報政策課長 海底光ケーブルについて申し上げますと、20年をめどと言われております。ただ実際に、民間部門ではそれを超える運用も実際にはなされてございます。

○當間盛夫委員 これを我々、国、県の予算で使ったわけだから、その部分では公共施設という認識でいいのかな、この辺は。どうなの。

○金城清光総合情報政策課長 財産としては、今回の光ケーブルは県の財産ということになります。

○當間盛夫委員 耐久20年ということになってくると、20年、その分で終わり、新たなものがどうあるか、20年後というのは、ちょっと予測はできないのですが、更新になってくるということになってくると、今やっているループ化のものでも莫大な予算かかっているわけですね。この部分等で、皆さんがことし出している公共施設のマネジメント等々のものがありますので、そういったものも全部入っているのかな。

○金城清光総合情報政策課長 いわゆる整備をした局舎ですとか構築物につい

では、おっしゃるようにマネジメントシステムの中に入ると理解しておりますが、分類でいくと物品に当たる部分、海底光ケーブルについては、含まれないと考えています。

○**當間盛夫委員** これは将来的には民間がやるべきだろうという認識を持つての考えですかね。

○**金城清光総合情報政策課長** 実際には、今回整備はいたしますが、これを運用、そして通信サービスを提供するという意味では、県ではなくて事業者に委ねることとなりますので、実際のメンテナンスを含めた運用と実際住民にどのようなサービスを今後提供していくかといったところは民間事業者の役割だと考えています。

○**渡久地修委員長** ほかに質疑はありませんか。
又吉清義委員。

○**又吉清義委員** 13ページの処理方針の下のほうに、「県では、離島のものですが特例措置の延長等について、平成30年8月に国に要望したところであり、引き続き、制度の活用促進に取り組んでまいります。」ということで、その後、経過はどのようになっていますかということです。もう約半年以上もたっておりますが、皆さんの情報として、そのまま引き続き可能なのか、交渉状況はどのようになっていますかということです。

○**中野秀樹地域・離島課長** 本離島旅館税制につきましては、8月2日に国に対して税制改正要望を行っております、その後、秋にも行っておりますけれども、最終的には年末の税制改正大綱の中で2年間の延長方針が政府与党の税制大綱のほうに書き込まれたところでございます。

○**又吉清義委員** 最後がうまく理解できなかった。要するによしと、オーケーとなったということで理解してよろしいですか。

○**中野秀樹地域・離島課長** 税制改正大綱については平成30年12月21日に閣議決定されておりますので、国会の可決を経て2年間延長される見込みとなっております。

○又吉清義委員 御苦労さんでした。

○中野秀樹地域・離島課長 今申し上げましたのは、現行制度の延長の部分でございまして、内閣府からの税制の要望の段階では、現行制度の延長の部分が要望とされておりまして、その部分について閣議決定をされて、今国会で可決される見通しということになります。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 質疑なしと認めます。

以上で、企画部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、企画部長の退任挨拶。その後、執行部退室)

○渡久地修委員長 再開いたします。

次回は、明 3月19日 火曜日 午前10時から委員会を開きます。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 渡久地 修